

流域治水関連施策 〈個票集〉

流域治水連絡調整会議
令和3年10月29日時点

農林水產省 東北農政局

- 近年多発する豪雨災害への対策に向け、水田の持つ雨水貯留能力の更なる活用を検討する必要があることから、農業競争力強化農地整備事業に「スマート田んぼダム実証事業」を創設し、まとまった面積の水田において自動給排水栓を用いた豪雨前の一斉落水、豪雨中の貯留や流出制限を行い、その防災上の効果を実証する。

1. 事業内容

① スマート田んぼダム現地実証調査 (定額支援)

○ 実証農地へ自動給排水栓等整備

実証対象農地へ、自動給排水栓設置と遠隔操作システムを整備、田んぼダム実施のための簡易整備

○ スマート田んぼダム実施体制整備

豪雨時の一斉操作体制整備、地域の調整を支援。



② 指導・助言、横展開の検討 (定額支援)

○ 現地実証調査への指導・助言

現地実証調査を行う各事業実施主体への技術指導や助言を行う

○ 横展開を図る手法の検討

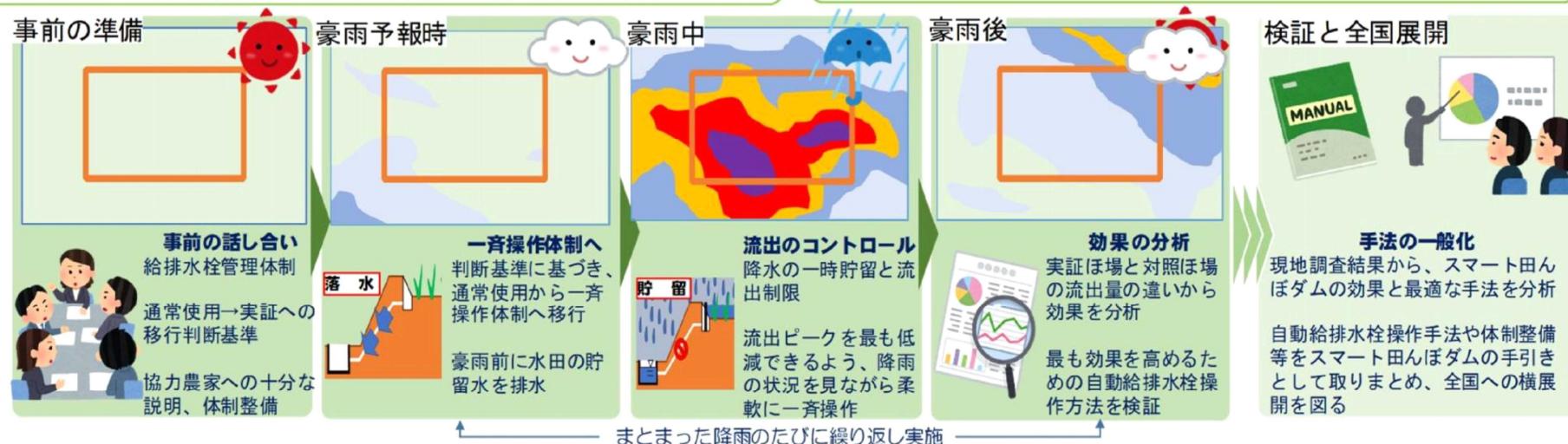
現地実証調査の結果を踏まえたスマート田んぼダムの取組の効果分析と実施の手引き作成

2. 実施要件

(現地実証) 基盤整備が実施され、排水系統を同一にする一定程度のまとまりのある水田であること

(指導・助言) 水田の雨水貯留・河川流出について専門的知識を有すること

スマート田んぼダム
豪雨災害から地域を守るために、自動給排水栓による遠隔操作で、豪雨前の水田の一斉落水、豪雨中の貯留・流出抑制を行い、水田の持つ雨水貯留能力を最大限に発揮する取組である。



○目的

広域的な農地の大区画や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図る。

事業内容

1. 中山間地域型

- ①基幹事業：区画整理、開畠、農地保全
- ②併せ行う事業：農業用排水施設
- ③採択基準（基幹事業）
 - ・中山間地域であること
 - ・受益面積 400ha以上
 - （併せ行う事業の受益面積 2/3以上）等

2. 次世代農業促進型

- ①基幹事業：区画整理
- ②併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- ③採択基準（基幹事業と併せ行う事業）
 - ・受益面積の合計 400ha以上であって、基幹事業の受益面積 200ha以上
 - ・高収益作物の作付面積 10%以上増加 等

実施主体

国（国費率：内地 2/3、北海道 75%）

事業イメージ

事業実施前



小区画で不整形な農地

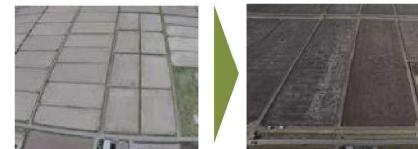
事業実施後



農地の大区画化、耕作放棄地発生の防止

農地の大区画化・排水改良等

- 農地の大区画化や排水改良（地下かんがいシステムの導入等）を実施



農地の大区画化、排水改良



地下かんがいシステムの導入

産地収益力の向上等

- 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進。



農機の旋回を容易にし、作業効率が向上するターン農道



自動走行農機の無人運転の状況

- 高収益作物への転換を促進



たまねぎの生産拡大



キャベツの生産拡大

○目的

農地中間管理機構への農地の貸出しが増加する中で、基盤が未整備の農地は担い手への農地集積が進まないおそれがあるため、機構が借り入れしている農地で農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援し、農地集積の促進を図る。

事業内容

1. 農地整備事業

- ① 対象工種：区画整理、農用地造成
- ② 附帯事業：機構集積推進事業の推進費の12.5% 等
(全額国費)

※農地転用防止措置

所有者が農地中間管理権を解除した場合
特別徴収金を徴収

2. 実施計画等策定業務

「農地整備事業」の実施に必要な実施計画や換地
計画の策定のための調査・調整等を支援

3. 実施要件

- ① 事業対象農地全てに「農地中間管理権」を設定
- ② 事業対象面積：10ha以上（中山間地域 5ha以上）等

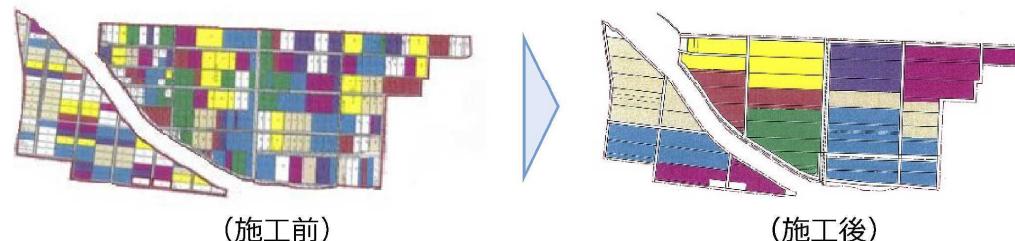
事業の流れ



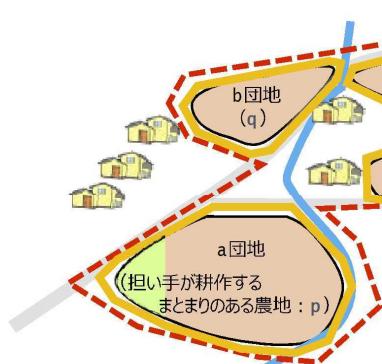
※農地中間管理機構」とは
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、都道府県における農地の中間的な受皿組織
(受皿：知事が指定)

事業イメージ

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



事業実施範囲
農地の合計面積 平場：10ha以上
中山間等：5ha以上

各団地の農地
平場：1ha以上
中山間等：0.5ha以上

$$\text{担い手への集団化率} : \frac{p+q+r+s}{a+b+c+d}$$

a ~ d : 事業対象農地を構成する団地の面積
p ~ s : 担い手が耕作する、まとまりのある農地面積
(上図 ■ 着色部)

○目的

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やは場等の基盤整備と生産・販売施設等の整備を一体的に整備する。

事業内容

1. 農業生産基盤整備事業

- ①所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ②国土保全のための農用地保全施設
- ③農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

2. 農業振興環境整備事業（1. の事業に付帯して実施）

- ①農作物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ②高収益作物の導入に取り組みための農業施設 等

3. 実施主体：都道府県又は市町村

対象地域

- 1. 農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 2. 農産物に高付加価値化等を通じた地域の所得確保

事業の流れ

55% 等

都道府県

国

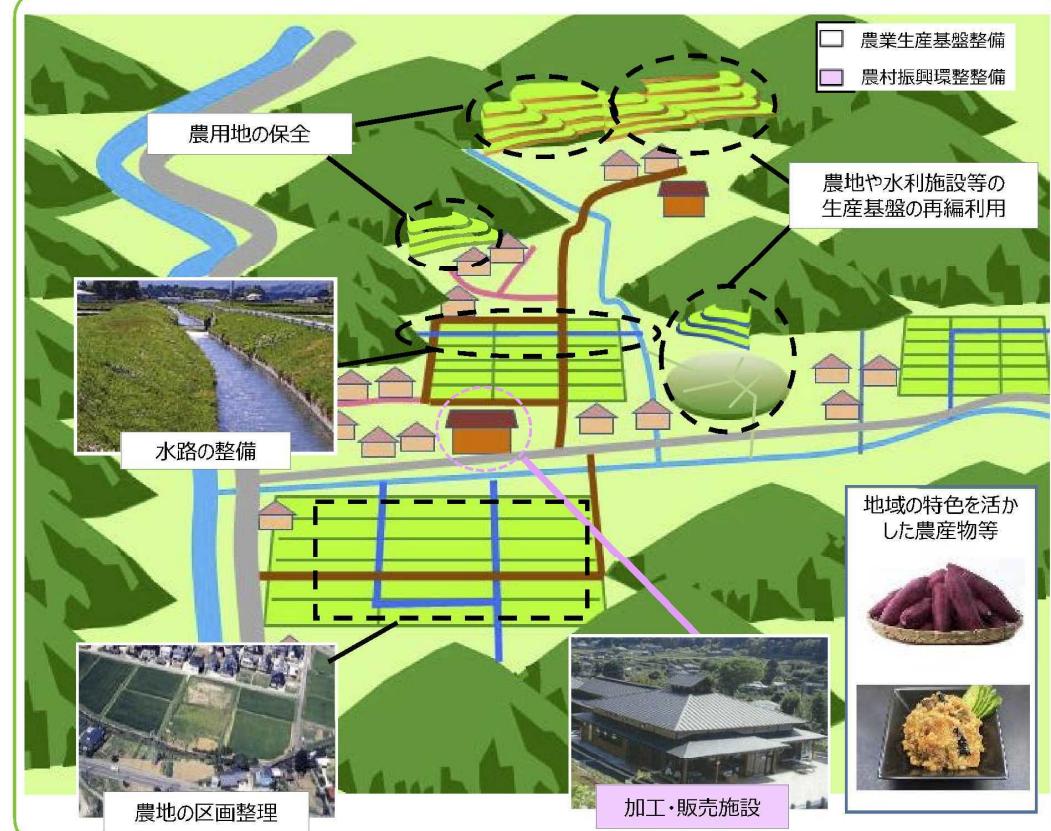
55% 等

都道府県

55% 等

市町村

事業イメージ



○目的

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動において、[水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動](#)の支援を行う。

事業内容

[地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援](#)

交付単価			(円/10a)		
	都府県		北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)*1	③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)*1
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480
草地	250	240	400	130	120
					400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

*1 : ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

*2 : ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

*3 : ③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

加算措置

	項目	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可	田 400	320
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	畑 240	80
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	草地 40	20
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田 400	320
		田 1,000	700
		畑 600	300
		草地 80	40

実施主体

農業者等で構成される組織

(①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可)

対象農用地

農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

事業イメージ

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除



田んぼダム排水調整板

○目的

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路の農業用用排水施設の整備を行う、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図る。

事業内容

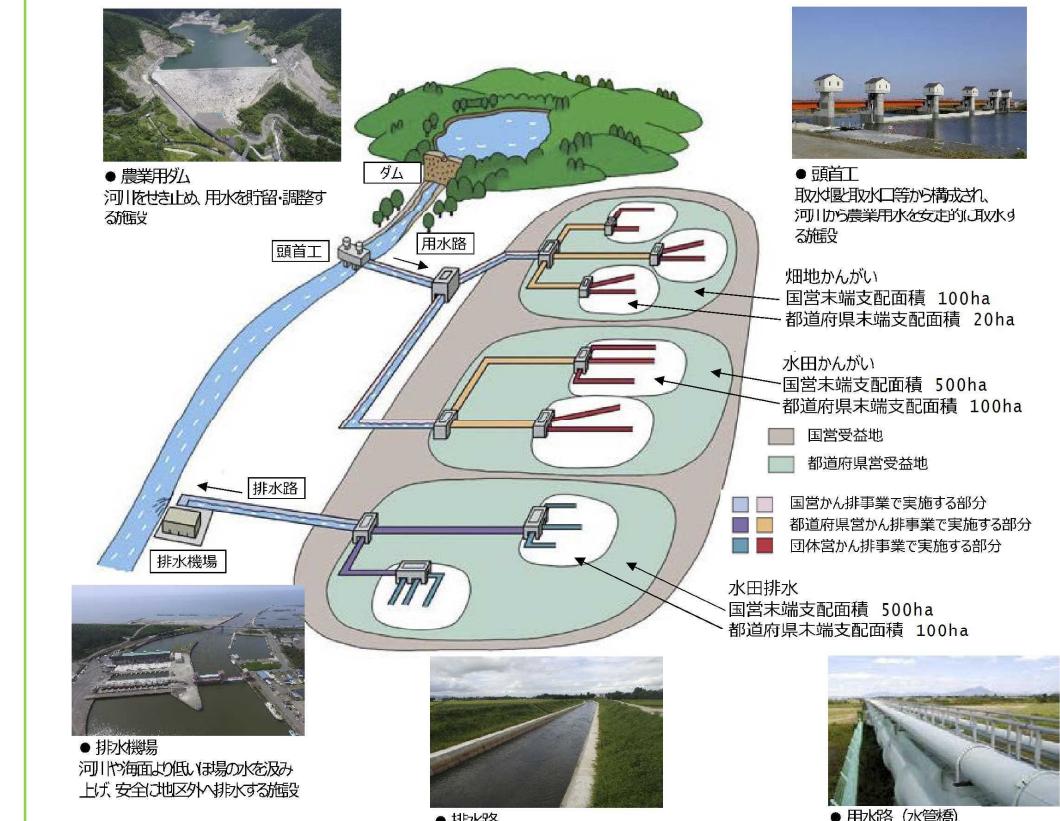
1. 一般型（実施要件：受益面積 3,000ha以上 等）
地域に適した水利・排水システム確立のために行う農業用用排水施設の新設または再編整備

2. 特別型（実施要件：受益面積 500ha以上 等）
 - ①国営洪水調節機能強化事業（治水協定締結済の地区）
 - ・ダムの堆砂対策による貯水容量の確保
 - ・地区内の施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備



- ②高収益作物の導入・転換に必要な畠地化・汎用化
- ③担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編
- ④不測の事態に対する応急対策及び施設機能の保全
- ⑤老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編

事業イメージ



実施主体

国（国費率：農水省 2/3 等）

○目的

老朽化した農業水利施設の長寿命化対策により既存の施設を活用しつつ、農地の畠地化・汎用化や畠地の高機能化、農地集積の加速化に向けた整備を推進し、加えて、台風や豪雨による水害の激甚化への対策として、利水目的の農業用ダムの洪水調節機能の強化に資する取組を支援する。

水利施設整備事業（洪水調節機能強化型）

1. 事業内容

「既存ダムの洪水調整機能の強化に向けた基本方針」に基づく治水協定の締結が完了している農業用ダム（「治水協定ダム」という。）及び治水協定ダムと連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策を実施するもの

【農業生産基盤整備事業】

①農業用排水施設整備事業

農業用排水施設の新設、廃止又は変更

②堆砂対策事業

有効貯水量の回復・増加に必要な掘削、貯砂ダム等の整備

③緊急水管理システム整備事業

河川管理者への情報提供に必要な水位計、データ処理装置等の整備（R7年度まで）（定額）

2. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合

3. 採択要件

- ①治水協定の締結が完了している水系で実施
- ②治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量の増大又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備
- ③県営事業で実施の場合
末端支配面積100ha以上（田以外20ha以上）

実施計画策定事業（水利用調整事業）

1. 事業内容

農業用ダムの洪水調節機能強化に係る取組効果の検証

【水利用調整事業】

水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等

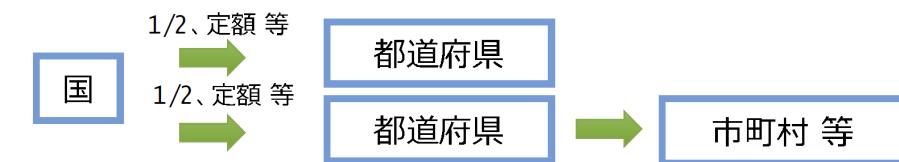
2. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区又は都道府県知事が適当と認める者

3. 採択要件

治水協定の締結が完了している水系で実施

事業の流れ



○目的

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、[農業用用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止](#)を図る。

事業内容

1. 農業用用排水施設の機能回復（一般型）

- ①湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応
- ②施設の機能回復や災害を未然に防止するためのダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備

2. 農業用排水施設の豪雨災害対策（豪雨災害対策型）

豪雨による被害が発生した地域における計画基準降雨の見直しにより、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を図る。

3. 農業用用排水施設の耐震化対策（大規模地震型）

大規模地震のある地域における必要な耐震性能を有していない農業用用排水施設の耐震化対策の実施

4. 防災重点農業用ため池の豪雨・地震対策

(防災重点農業用ため池緊急整備型)

大規模優良農業地域において決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨・地震対策等の実施

採択基準

1. 受益面積 3,000ha以上、末端支配面積 300ha以上
2. 畑地かんがいダムの堆砂対策（基幹施設型）
受益面積 1,000ha以上（水田 3,000ha以上）
3. 防災重点農業用ため池整備：受益面積 300ha以上 等

事業イメージ



実施主体

国（国費率：内地 2/3 等）

○目的

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、[防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進](#)する。

事業内容

「防災重点農業用ため池」を対象として、ため池工事特措法の有効期間（令和13年3月まで）において以下の対策を支援

【ハード対策（補助率：1／2）】

①ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）

耐震性向上のための防災重点農業用ため池の改修、豪雨による決壊の防止、[洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ](#)又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備

②ため池群整備工事

[複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備](#)

※上記①、②のしゅんせつ

堆砂率がおおむね10%以上のもの、洪水時等における緊急放流が阻害されているものを対象

事業イメージ



実施主体

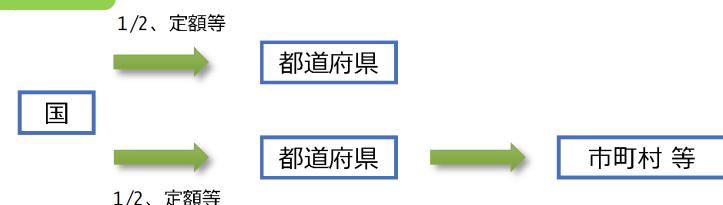
○ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）

⇒ 都道府県又は市町村

○ため池群整備工事

⇒ 都道府県又は市町村

事業の流れ



【目的】

- 近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、国営土地改良事業で造成した農業用ダムにおける事前放流等の取組効果で検証等を行うことにより、[洪水調節機能の一層の強化](#)を図る。
- 国営土地改良事業で造成された取水施設に係る河川法第23条の流水占用の許可の更新協議に必要な調査等を行う。

事業内容等

1. 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る事業

[事業内容]

- ①ダム下流域において水害の発生が予想される際は「事前放流」や「時期ごとの貯水位運用」により、洪水調節のための容量を確保する取組を実施中。
- ②「事前放流」や「時期ごとの貯水位運用」の取組効果の検証等を行い、必要に応じてダム運用の見直し等を行うことで、洪水調節機能の強化を図る。

[実施要件]

治水協定を締結した水系にある国造農業用ダム又は近年5ヶ年で水害による被害が1年間で5億円以上発生した水系にある国造農業用ダム

[事業実施期間] 令和3年度～7年度

2. 水利権更新に係る事業

[事業内容]

水利権を更新するための河川管理者との協議に必要な営農状況の調査、代かき用水等の必要水量の調査及び協議資料の作成

[実施要件]

- ①農林水産大臣が所有する国営造成施設に係る水利権
- ②水利権の内容に著しい変更が生じている地区
- ③許可期限を迎える地区

事業イメージ

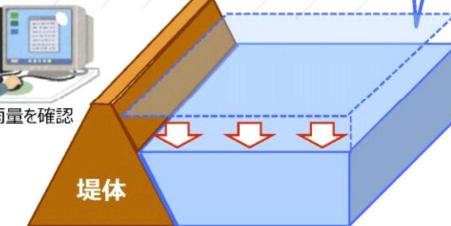
地方局別農業用ダムの数（計138カ所）



予測降雨量（気象庁配信）が、ダムごとに設定された基準降雨量以上であるときに事前放流を実施。

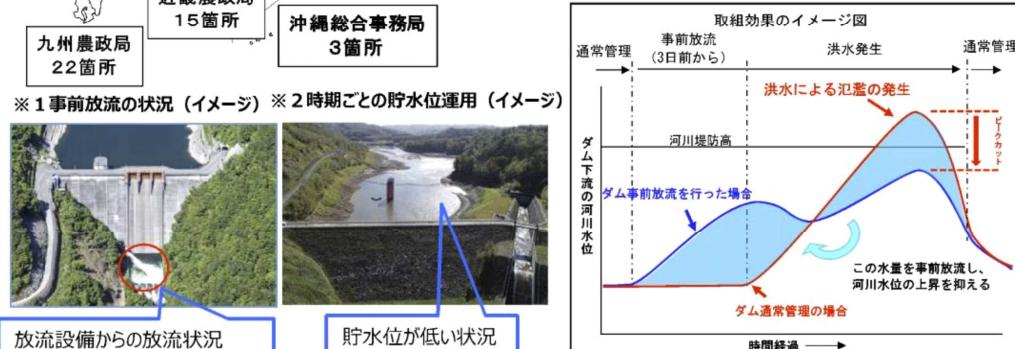


予測降雨量を確認



実施状況を調査・検証

※1 事前放流の状況（イメージ）※2 時期ごとの貯水位運用（イメージ）



実施主体

国（国費率：10/10）

○目的

集中豪雨の頻発化等により農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化しているため、国営造成施設等の管理について、[施設の役割に応じた支援](#)を行い、[農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮](#)を図る。

事業内容等

1. 対象施設

- ①管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営造成施設及び国営付帯県営造成施設
- ②洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム
(①の施設除く)

2. 対象経費

①国営造成施設及び国営付帯県営造成施設

- ・防災・減災機能を有する施設※
防災・減災機能を含む多面的機能の発揮に対応した管理経費（維持管理費の「0.75/1.75」相当）

※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けた施設及び治水協定締結ダム

- ・上記以外の施設

多面的機能の発揮に対応した管理経費
(維持管理費の「0.6/1.6」相当)

②治水協定を締結した農業用ダム（①の施設を除く）の

洪水調節機能強化の取組に係る経費

- ・基礎的取組：河川管理者等との治水協定の締結、協定に基づく連絡体制の整備等
- ・追加的取組：事前放流等、利水を目的とした管理の範疇を超える取組

3. 実施主体

都道府県又は市町村

事業イメージ

農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化

集中豪雨の増加



都市化・混住化



農業構造等の変化



施設の役割に応じた支援

農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮

市街地・集落の排水



除塵機への廃棄物流入



営農の多様化による水需要の変化



事業の流れ



○目的

中山間地域等の農業・農村が有する多面的機能を確保するため、農業生産条件の不利を補正することにより、[将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援](#)する。

事業内容等

1. 対象者

- ①集落協定※1に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等
- ②個別協定※2に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等

※1 対象農用地において、農業生産活動等を行う農業者の間で締結されるもの

(規定事項) ・協定の対象となる農用地の範囲、・構成員の役割分担、・農業生産活動等として取り組むべき事項 等

※2 認定農業者等が農用地の権原を有する者との間において、作業の受委託について締結されるもの

(規定事項) ・協定の対象となる農用地、・設定権利等の種類、・設定権利者、受託者名(出し手)等

2. 対象行為

①集落協定

- ・農業生産活動等(必須事項)：耕作放棄の防止等の活動
- ・多面的機能を増進する活動(選択的必須事項)
国土保全機能・保健休養機能を高める取組、自然生態系の保全に資する取組

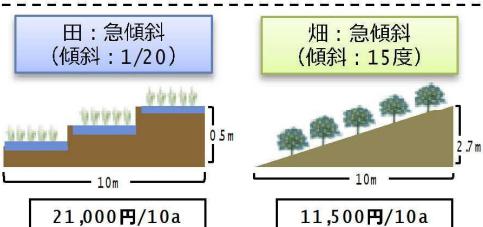
②個別協定

- ・田及び畠：耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、整枝・剪定、病害虫防除、収穫、乾燥・調製

3. 実施期間：令和2年度～令和6年度（5年間）

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畠	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



事業イメージ

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畠15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畠)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畠20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畠)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかる)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

事業の流れ



○背景・目的

平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、[緊急時の迅速な避難行動](#)やため池の適切な保全管理を支援するため池の保全・避難対策により、[災害の未然防止](#)を図るものである。

事業内容

【ため池の保全・避難対策：定額（R13.3月まで）】
[緊急時の迅速な避難行動](#)や適切な保全管理につなげる対策として、以下の事業を対象とする。

①ハザードマップ作成

防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成、作成のために必要な調査、試験、測量等で、次に掲げる事項に努めるものとする。

- ・ハザードマップを作成した場合は、[関係住民等に速やかに周知](#)すること
- ・ハザードマップの作成に当たっては、ワークショップ等の開催により関係住民等との意見交換を行うこと

②監視・管理体制の強化（防災重点農業用ため池）

- ・監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催
- ・地域（市町村単位）又は県単位を対象とした、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動

③減災防災の実施（防災重点農業用ため池）

ハザードマップを活用した防災訓練等

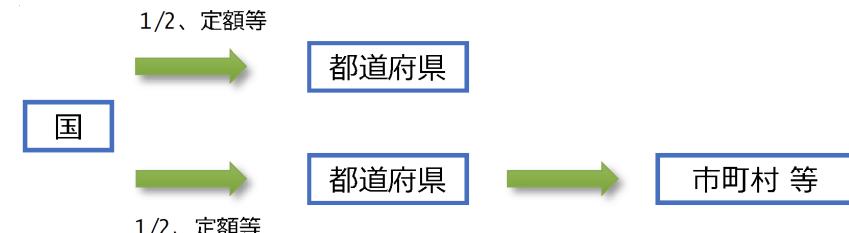
実施要件

- ①「長寿命化・防災減災計画」の作成
- ②対象事業1地区当たりの事業工期が1か年以内

実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会

事業の流れ



経済産業省 東北経済産業局

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

東北経済産業局
資源・燃料課
022-221-4934

令和3年度予算案額 **42.0億円（30.0億円 + 臨時・特別の措置18.5億円）**

経産省1

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーション（SS）などの供給側の強靭化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。
- このため、避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的重要インフラへの燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

成果目標

- 多数の避難者が発生する避難所等への導入を促進するため、社会的重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指します。

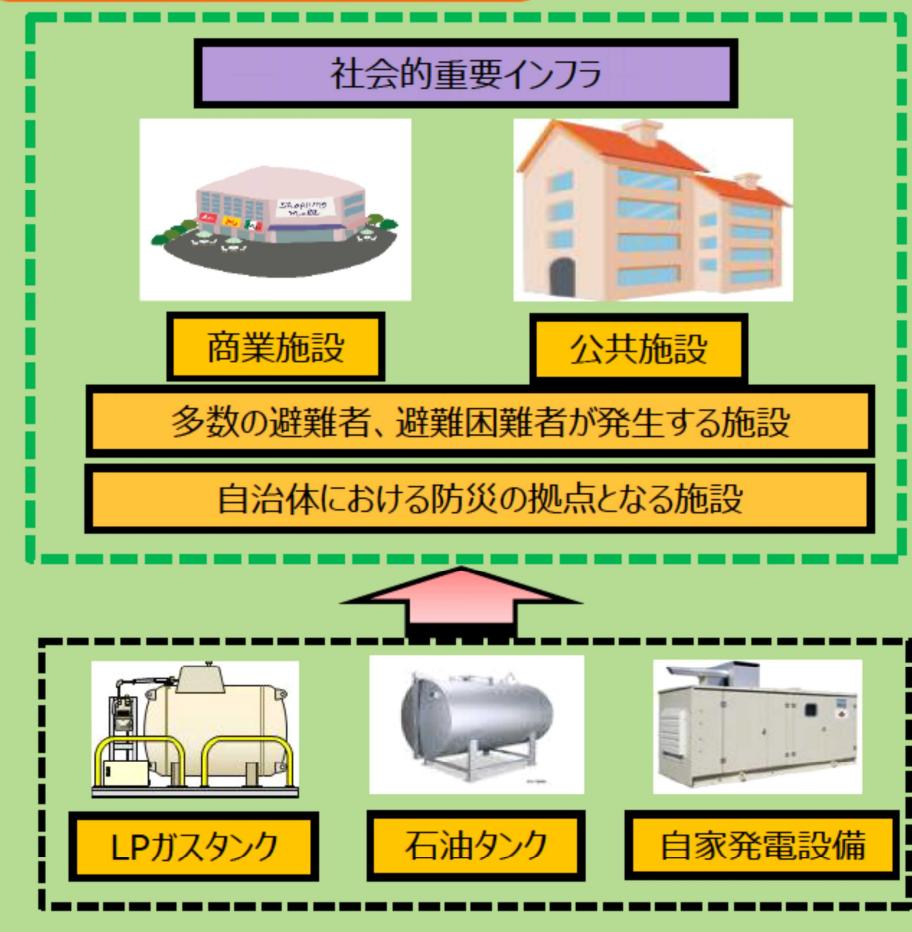
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガストンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

需要家側への燃料備蓄の推進



災害時の対応能力強化に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

令和2年度3次補正予算案額 12.3億円

事業の内容

事業目的・概要

- 近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっています。停電により市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。また、感染症対策として、避難者が十分なスペースを確保できるよう、災害時には可能な限り多くの避難所等の開設が求められています。
- このため、災害発生時でも、強靭性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受けられる避難所等に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO₂排出量が最も低いなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも、天然ガス利用設備の導入促進も着実に進めていくことが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入等に対し補助することで、停電時の避難所等の対応能力の強化及び平時からの環境対策を図ります。

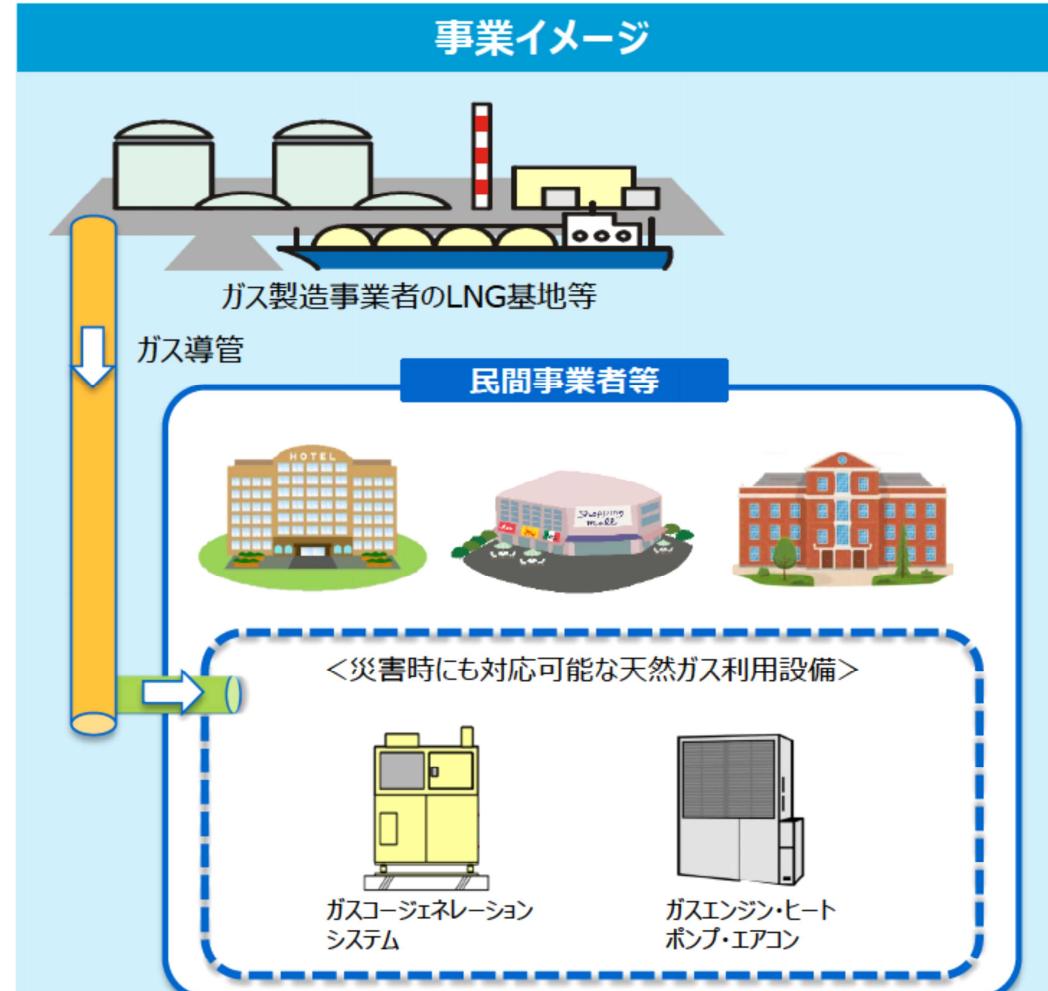
成果目標

- 避難所等の災害対応能力の強化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



＜補助対象＞

中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガス供給を受けている避難所等に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入等を行う民間事業者等。

災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

令和3年度予算額 9.1億円（新規）

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
ガス市場整備室 03-3501-2963

経産省3

事業の内容

事業目的・概要

- 近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっています。停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。このため、災害発生時でも、強靭性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける施設に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO₂排出量が最も少ないなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めていくことが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靭性の向上及び平時からの環境対策を図ります。

成果目標

- 令和3年度から令和7年度までの事業であり、令和3年度までに52箇所、事業終了の令和7年度までに836箇所への設備導入を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

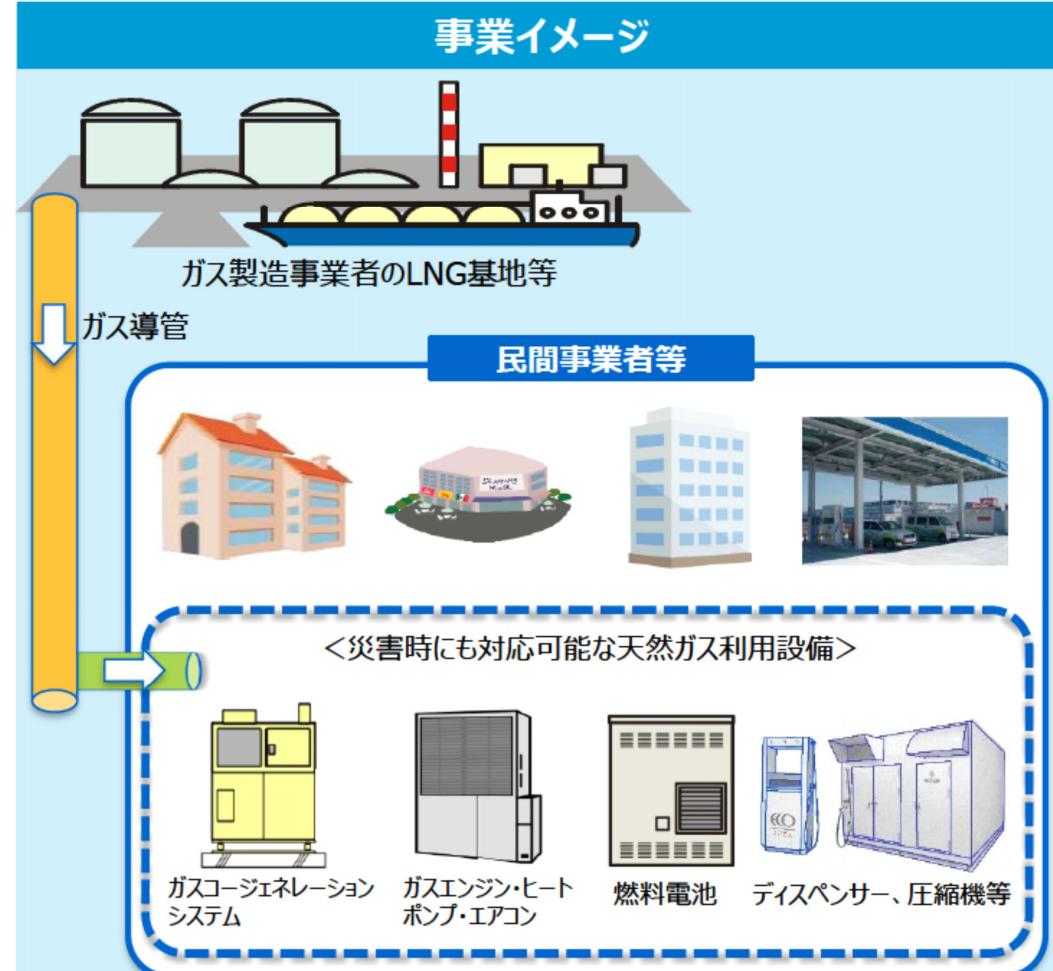
補助
(定額)

民間企業等

補助

民間企業等

- ・大都市・地震エリアの中圧ガス導管供給施設、
天然ガステーションの整備 1/2
・上記以外の中圧・低圧ガス導管供給施設1/3



＜補助対象＞

中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガス供給を受けている、避難所・防災上中核となる施設・天然ガステーション等に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う民間事業者等。

事業継続力強化計画認定制度の概要

経産省4

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者



経済産業大臣 (地方経済産業局)

認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金**（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

●中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表

- 認定企業にご活用いただけるロゴマーク
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)



税制措置（中小企業防災・減災投資促進税制）

経産省(参考)

- 「中小企業・小規模事業者強靭化パッケージ」の一環として、防災・減災関連の設備投資を加速化するため、中小企業防災・減災投資促進税制を創設。
- 中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、令和3年度税制改正において対象設備を追加した上で、適用期限を延長。

【税制の概要】

○**対象者**：令和5年3月31までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者



○**支援措置**：特別償却20%（令和5年4月1日以降に取得等をする資産は18%）

○**対象設備**：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年内に取得等をする以下の設備

－機械装置（100万円以上）：

自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ等

(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

－器具備品（30万円以上）：

自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、

感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ

－建物附属設備（60万円以上）：

自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、**架台**（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。）、**無停電電源装置（UPS）**

(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)



※1 「機械装置」と「器具備品」には、対象設備をかさ上げするための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

※2 これまで対象設備であった火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターは対象外となる。

林野庁 東北森林管理局

<対策のポイント>

森林の防災・保水機能の発揮のため、**令和2年7月豪雨災害等による荒廃森林の整備**を実施するとともに、重要なインフラ施設の周辺や氾濫した河川の上流域等での間伐等のほか、**林道の整備・改良等**の対策を推進します。

<事業目標>

森林吸収量2.0%以上（平成25年度比）の確保に向けた間伐の実施（令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均：45万ha）

<事業の内容>

1. 豪雨により被災した森林の整備

令和2年7月豪雨により被災した森林において、今後の豪雨による被害木の流出等の新たな災害の未然防止を図るため、**被害状況の確認に必要な森林作業道の復旧**を実施します。

<事業イメージ>

1. 豪雨により被災した森林の整備



2. 激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策

森林の防災・保水機能を発揮させるため、流域治水の取組等とも連携しつつ、**山地災害危険地区や重要インフラ施設の周辺、氾濫した河川上流域等**を対象に間伐等の森林整備を実施するとともに、**防災機能の強化**に向けた林道の整備・改良等を実施します。

2. 激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策



<事業の流れ>

1/2、3/10等

都道府県、市町村、森林所有者等 (1、2の事業)

国

定額

国立研究開発法人森林研究・整備機構 (2の事業の一部)

※ 国有林においては、直轄で実施

<対策のポイント>

森林の防災・保水機能の発揮のため、令和2年7月豪雨災害等による荒廃山地の復旧整備を実施するとともに、山地災害危険地区や氾濫した河川の上流域等において、治山施設の整備等による防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約56.2千集落〔平成30年度〕→約58.6千集落〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 荒廃山地の緊急的な復旧整備

令和2年7月豪雨等による荒廃山地の緊急的な復旧整備を実施します。



2. 激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策

山地災害危険地区や重要なインフラ周辺、氾濫した河川上流域等を対象に、森林の有する土砂流出防止機能や水源涵養機能等の適切な発揮に向け、流域治水の取組等とも連携しつつ、流木、土石流、山腹崩壊の発生を抑制する治山施設の整備や保安林整備を実施します。

治山施設の整備等を通じた森林の防災・保水機能の発揮

<事業の流れ>

1/2等



※ 国有林や、民有林のうち大規模な崩壊地等については、直轄で実施



流木捕捉式治山ダムの整備



流木の捕捉

森林研究・整備機構 森林整備センター
東北北海道整備局

○ 水源林造成事業

森林整備センター1



国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林整備センター 東北北海道整備局

<事業の目的>

水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によって適正な整備が見込めない箇所において、分収造林契約方式により造林地所有者が土地を提供し、造林者が植栽、植栽木の保育及び造林地の管理を行い、森林整備センターが費用の負担と技術指導等を行うことで、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。

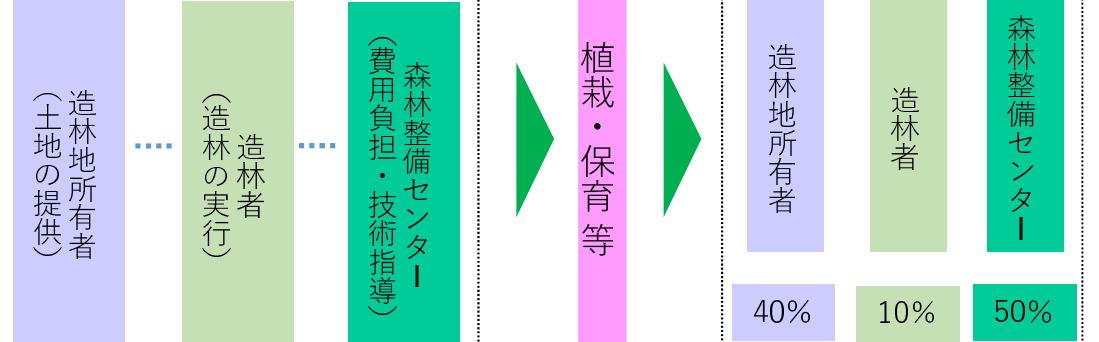
<事業の内容>

水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壤等の保水力の強化によりピーク流出量の発生時間を遅らせる等、流域治水を強化促進します。

<事業の内容>

1. 事業の仕組み

分収造林契約



2. 契約の要件等

<対象地>

水源かん養保安林、水源涵養の目的を兼備する土砂流出防備保安林もしくは土砂崩壊防備保安林のいずれか（いずれも予定地でも可。）

<位置>

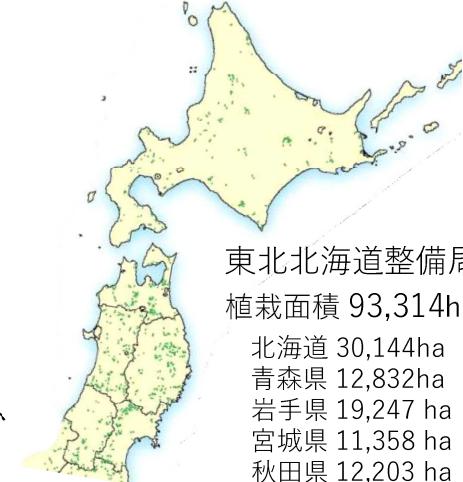
- ① 2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域
- ②ダム、水道施設（簡易水道を含む。）、農業用水施設の上流域など

<事業イメージ>

3. 水源林造成事業対象地のイメージ



4. 水源林造成事業実施イメージ



針交混交林



育成複層林

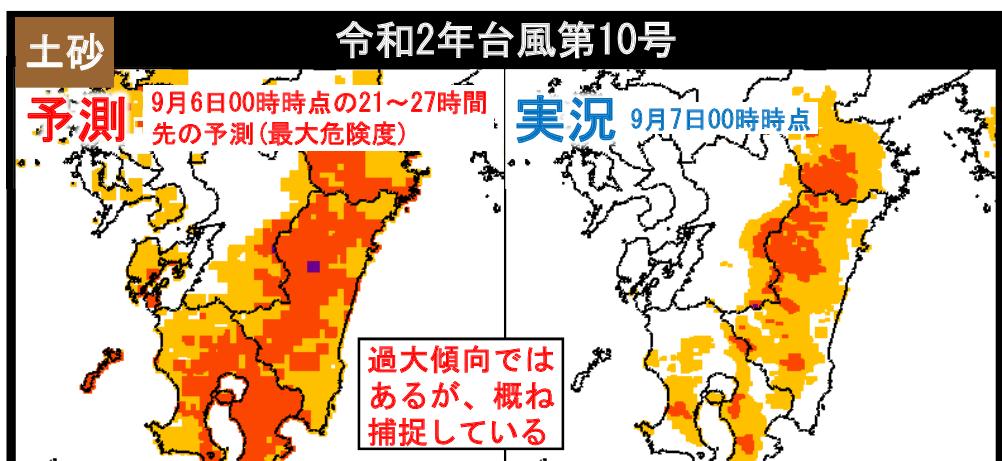
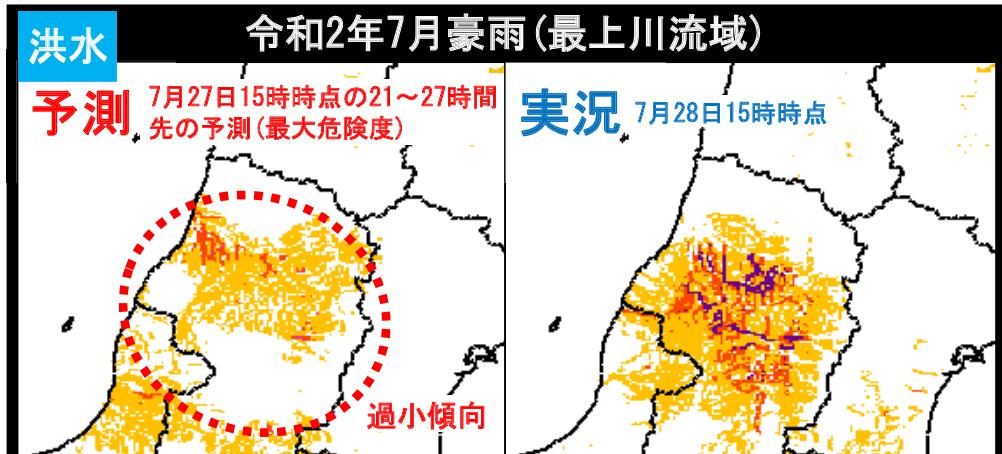
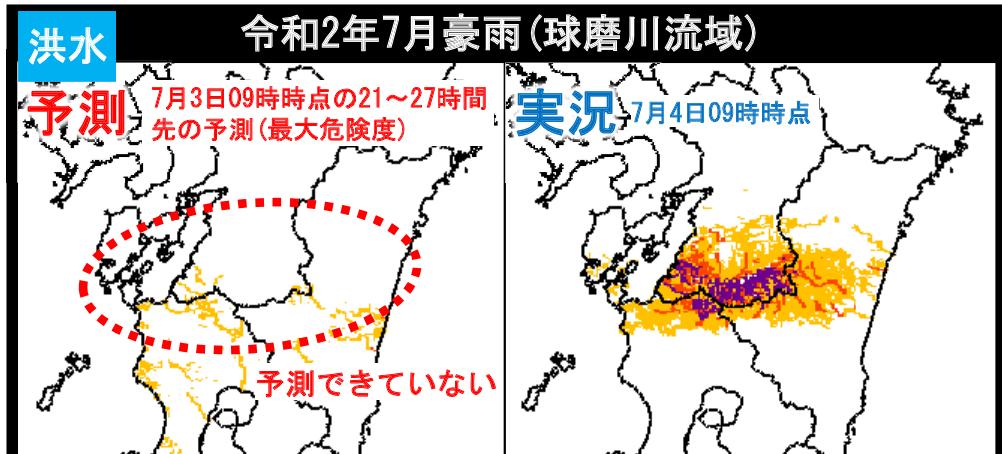
気象庁 仙台管区気象台

1日先の予想「危険度分布」等の提供開始を検討

今年度内に
実施予定

台風による大雨等の予測が可能な現象について、より長時間のリードタイムを確保した警戒の呼びかけを行うため、1日先までの雨量予測を用いた「危険度分布」の提供開始を目指す。なお、予測精度を検証した上で、精度も考慮した呼びかけ方や表示方法の具体について検討していく。

「24時間前に予想した危険度分布」と「実際に発表した危険度分布」との比較



…警報基準を大きく超過した基準を超過
…警報基準を超過
…注意報基準を超過

※洪水予報河川の外水氾濫は対象としていない。
※いずれも事後に検証したもの。

予測結果をそのまま提供した場合、現状の精度では安心情報につながりかねないケースがあるため、引き続き、精度を考慮した呼びかけ方や表示方法の具体について検討する。

気象台の地域防災支援の取り組み

気象台では、各種取り組みにより平時から市町村との「顔の見える関係」の維持・強化を図っているほか、緊急時には市町村の避難判断支援や二次災害防止等のため、ホットラインやJETT(気象庁防災対応支援チーム)派遣等により、気象状況の解説等を行っている。

【平時】不断の連携維持・強化

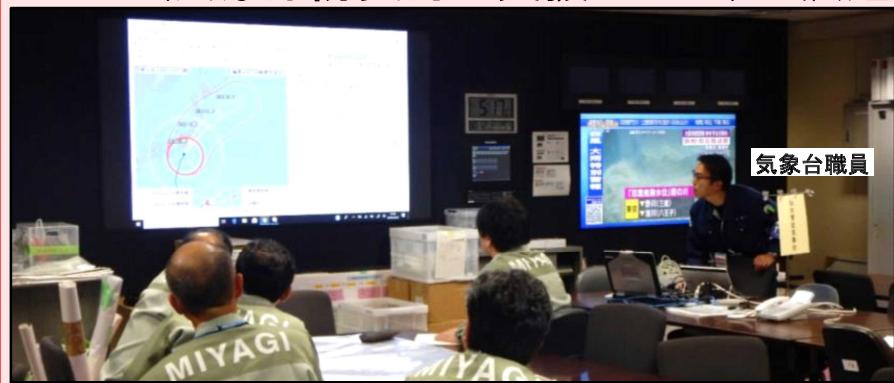
- ・自治体との「顔の見える関係」の維持
- ・災害リスクや情報利活用の研修やWS等
- ・地域防災計画等の記載内容への助言
- ・関係機関と連携した取り組み



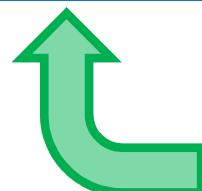
宮城県・東北地方整備局・東北大学と連携したWS(令和元年5月17日)

【緊急時】迅速・的確な支援

- ・記者会見による呼びかけ(台風接近時等)
- ・首長への能動的ホットライン
- ・JETT(気象庁防災対応支援チーム)の派遣



宮城県災害対策本部において、特別警報発表の可能性について解説
(令和元年東日本台風)



【災害後】振り返り

市町村と気象台双方の対応改善を目的に、両担当者間で防災気象情報と防災対応の検証や意見交換を実施。



国土交通省 東北地方整備局

コンパクトシティ形成支援事業

国交省1

令和3年度予算額
500,000千円(1.00倍)

- 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する自治体に対して、重点的な支援を実施。(計画変更や防災指針作成にも支援できる)

計画を作りたい

■計画策定の支援

1【計画策定の支援】

- ①立地適正化計画*
- ②PRE活用計画
- ③広域的な立地適正化の方針
- ④低炭素まちづくり計画

*人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、550万円まで全額補助

2【コーディネート支援】

計画に基づく各種施策の推進のための合意形成等を支援

補助対象者	
地方公共団体	市町村都市再生協議会
	PRE活用協議会
	鉄道沿線まちづくり協議会

■誘導施設等への支援

3【誘導施設等の移転促進支援】

- 誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援
- 医療施設、社会福祉施設等（延床面積1,000m²※）
 - 商業施設（上記と一体的に立地するもの）

*人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、延べ床面積500m²以上へ緩和

4【建築物跡地等の適正管理支援】

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援

■居住機能への支援

5【居住機能の移転促進に向けた調査支援】※上限500万円／年

防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援

コンパクトシティ形成支援事業の概要



■補助率

【1について】

補助対象者：地方公共団体等

補 助 率：1/2

ただし、立地適正化計画は人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体について550万円まで全額補助

【2～4について】

補助対象者：地方公共団体と民間事業者等

補 助 率：1/2

ただし、地方公共団体の補助を受けて民間事業者等が実施する事業は、地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の1/2以内かつ事業費の1/3以内

【5について】

補助対象者：地方公共団体と民間事業者等

補 助 率：1/2 かつ

1 地方公共団体につき年間500万円

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

事業主体

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※）

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率3/4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
(関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。)
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
(住宅ローンの利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地・建物の買取
(やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。)
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率1/2）

事業イメージ

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
- ③ 公共施設(道路、公園、集会所、共同作業所等)の整備

移転先

移転元地

- ④ 移転元地の土地・建物の買取

- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担

国庫補助金 3/4

一般補助施設整備等事業債（充当率90%）
一般財源

元利償還の80%を特別交付税措置

■：国の負担分 ■：地方の負担分 50%を特別交付税措置

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。
※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 改正概要

【エリア要件の拡充】

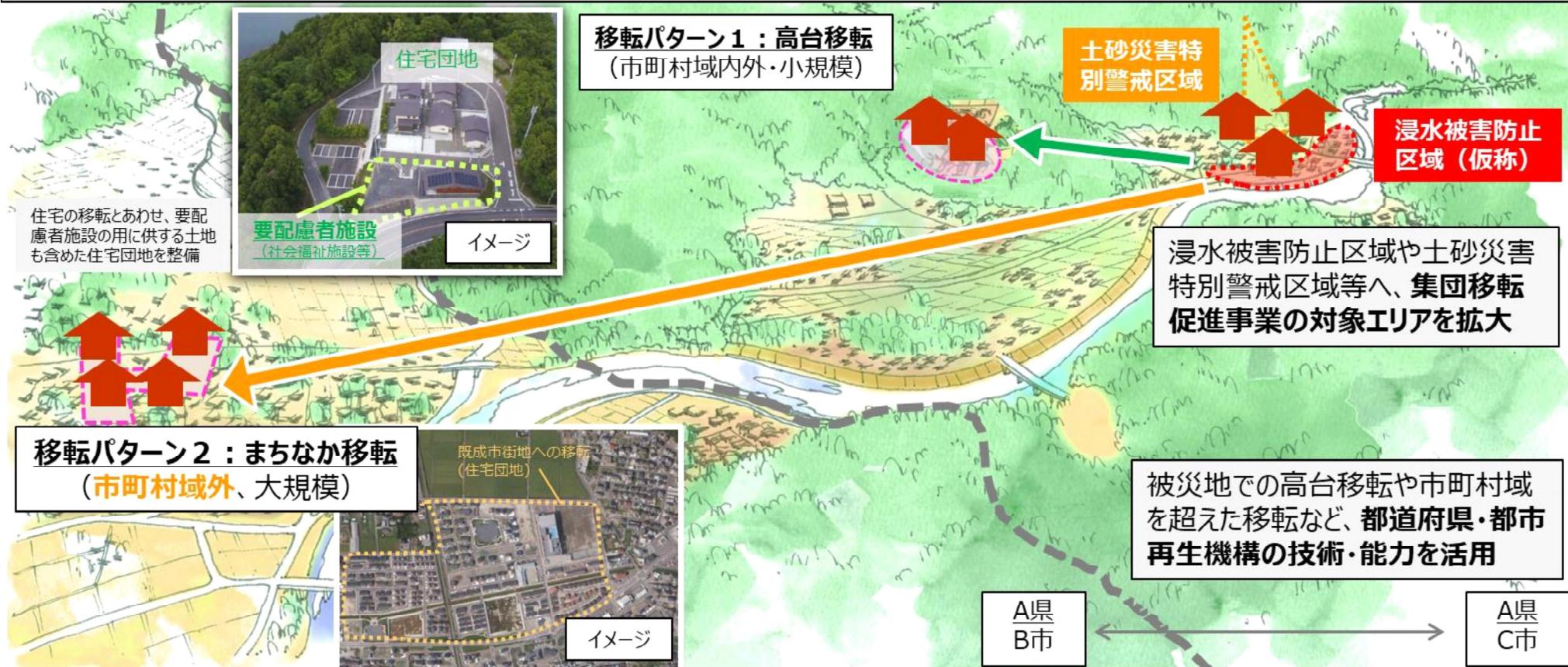
- 防集法による集団移転の対象区域に、災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域（仮称）**、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加する。

【事業の担い手の拡充】

- 災害による行政機能の低下や、広域的な移転計画に対応するため、**都道府県の計画策定権限を追加**する。
- また、東日本大震災の復興事業を通じた豊富な技術・ノウハウを活用するため、**都市再生機構の特例業務として、地方公共団体からの委託に基づき、集団移転促進事業に係る計画策定及び事業実施を行うことができる**こととする。

【住宅団地の整備対象の拡充】

- 集団移転促進事業による住宅団地の整備において、**関連して移転する要配慮者施設の用に供する土地の整備を追加**する。



災害ハザードエリアからの移転促進のための税制特例の創設

防災移転について一層の支援の充実を図るため、税制上の特例措置を創設する。

施策の背景

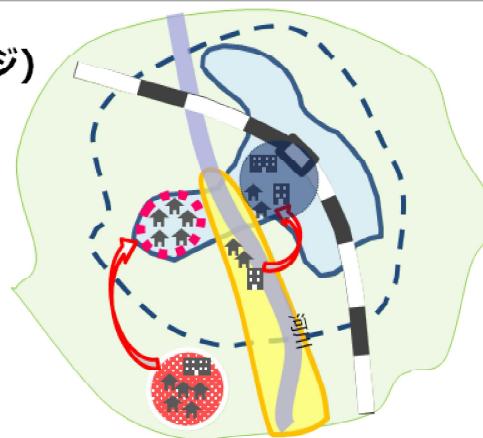
- ・災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転は、移転費用や移転先確保等の理由により移転が進まないことから、今般の法改正で防災移転支援計画制度や防災指針制度を新たに創設したところ。
- ・国会の附帯決議及び骨太方針2020も踏まえ、防災移転につき一層の支援の充実を図ることが必要。

要望の結果

災害ハザードエリア（災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等）から安全な区域への移転を促進するため、市町村がコーディネートして策定した計画に基づく施設又は住宅の移転について、税制上の特例措置を講じる。

災害レッドゾーン等からの移転(イメージ)

災害レッドゾーン又は浸水ハザード
エリア等から、立地適正化計画の都
市機能誘導区域内（施設）、居住
誘導区域内（住宅）のより安全な
区域へ移転。



- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等



特例措置の内容

【登録免許税】本則の1/2軽減

* 所有权移転登記、地上權・賃借權設定登記

【不動産取得税】課税標準から1/5控除

結果

上記について特例措置（令和3年4月1日～令和5年3月31日）を創設する。

出典①：「平成30年7月豪雨における被害等の概要」平成30年9月28日大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会、「平成30年7月豪雨および北海道胆振東部地震の報告」厚生労働省DMAT事務局
出典②：「令和元年台風第19号等に係る被害状況について」令和2年1月27日第16回社会資本整備審議会都市計画基本問題小委員会

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」(防災・安全交付金の基幹事業)により支援

赤字下線部：R3年度予算拡充事項

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1／3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1／3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設、 感染症対策に資する設備 等））	用地：1／3 工事：1／2 ※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1／3 工事 1／2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1／3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設 ・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1／2 1／3
※激甚災害被災地		

※ 1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2／3

○ 地区要件

施行地区

＜事業メニュー①～③＞

災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区

＜事業メニュー④＞

大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市

＜事業メニュー⑤＞

重点密集市街地

＜事業メニュー⑥＞

激甚災害による被災地

※ 2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



津波避難タワー



避難センター



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園



沿道建築物の不燃化

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを支援。

要件（以下のすべてを満たすこと）

〈被災地、災害リスク〉

- 激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても同規模の出水で浸水するおそれがある地区。
- 建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域に含まれる地区。

〈他手法との比較〉

- 宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと。

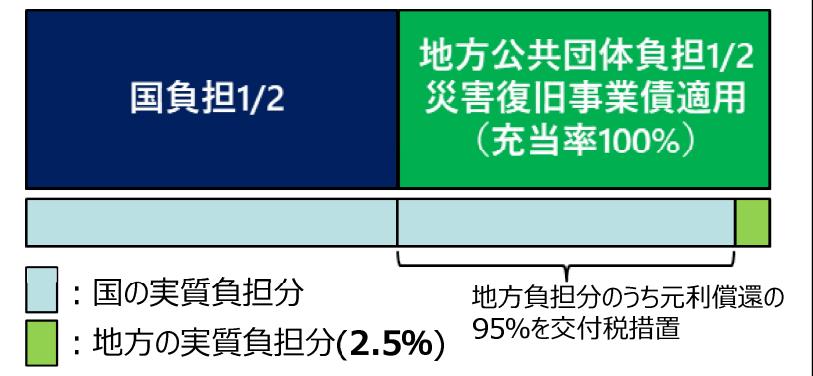
〈復興計画への位置付け等〉

- 地方公共団体が作成する復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められ、嵩上げを行う家屋が5戸以上ある地区 等

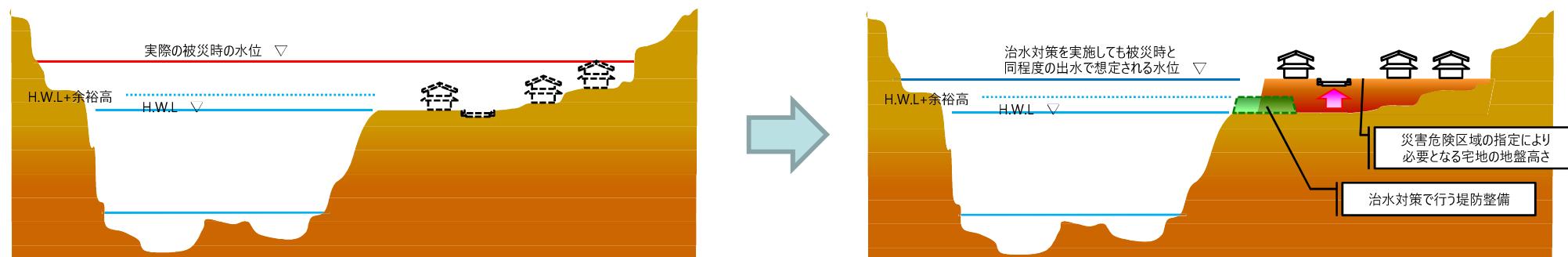
補助対象となる主な経費（補助率1/2）

- 調査測量及び設計に要する費用
- 宅地等の嵩上げ及び関連移設工事等に要する費用

補助と地方財政措置をあわせて97.5%が国の負担



【嵩上げによる地域の安全性確保（イメージ）】



- 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地の防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

拡充①

拡充の概要

以下の①又は②の要件を満たす地区で行われる土地区画整理事業について、重点的に支援を行う

- ①防災指針に基づき浸水対策として実施する事業
- ②高規格堤防の整備と連携して実施する事業

国庫率の嵩上げ

①又は②の要件を満たす事業について、都市再生区画整理事業の**安全市街地形成重点地区**の対象に追加し、国庫率を1/2に嵩上げ（一般地区：1/3）

支援対象の拡充（緊急防災空地整備事業）

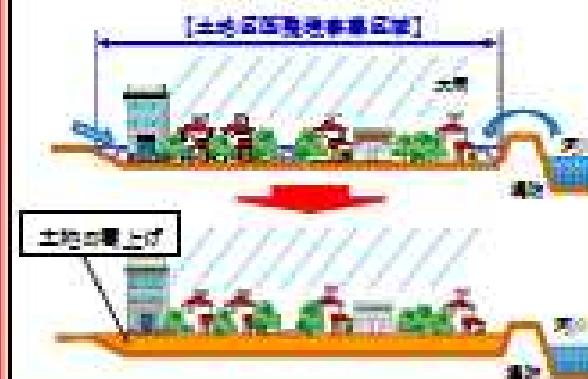
①又は②の要件を満たす事業予定地区について、事業化促進のための事業前の公共施設充当用地の取得等への支援（**緊急防災空地整備事業**）の対象に追加（被浸水地区以外での実施も可能）

[防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ]

土地区画整理事業

- 土地の嵩上げ
- 雨水貯留施設の整備 等

（区画整理による土地の嵩上げ）



拡充②（R3都市計画法改正関連）

支援対象の拡充（浸水対策施設整備費の拡充）

地区施設に位置づけられた**雨水貯留池**や**遮離施設**等（※）について、**浸水対策施設**の対象に追加し、当該施設の整備費全額を補助限度額に再入（地区施設以外の調整池については1/3）

（※）令和3年度の都市計画法の改正により、新たに地区施設として位置づけられる予定

[拡充後の支援対象]

現行

浸水対策施設の対象

- ・調整池

拡充後

・調節池

- ・雨水貯留施設、遮離施設等（※）
- （※）地区施設に位置づけられたものに限る

補助限度額の対象

- ・整備費×2/3

- ・調整池の整備費×1/3
- ・地区施設の整備費全額

支援対象のイメージ



※下線部はR2補正予算による改正箇所

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等に対し、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

【対象事業】

- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・防災街区整備事業
- ・都市再生整備計画事業の交付対象事業
- ・地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業
- ・認定集約都市開発事業

※その他、住宅部分については地域要件等あり

【事業概要】

<必須要件>

- ・高齢者等配慮対策（バリアフリー化）
- ・子育て対策（バリアフリー化、防犯性）
- ・防災対策（帰宅困難者支援[都市部]、構造安全性）
- ・省エネルギー対策（省エネルギー誘導基準への適合）
- ・環境対策（リサイクル性への配慮、劣化対策）



<選択要件>

- ・**防災対策**（帰宅困難者支援[地方部]、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策）
- ・**環境対策**（ライフサイクルコスト、都市緑化、木材利用）
- ・**子育て対策**（遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援）
- ・**生産性向上**（BIMの導入）
- ・**働き方対策**（テレワーク拠点の整備）

【適用期限】

令和7年3月31日
まで

（令和9年3月31日に
おいて完了しないもの
にあっては、同日後実
施される事業の部分を
除く。）

【補助金額】

補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く）に対し、要件の充足数に応じて、以下の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

必須要件 のみ

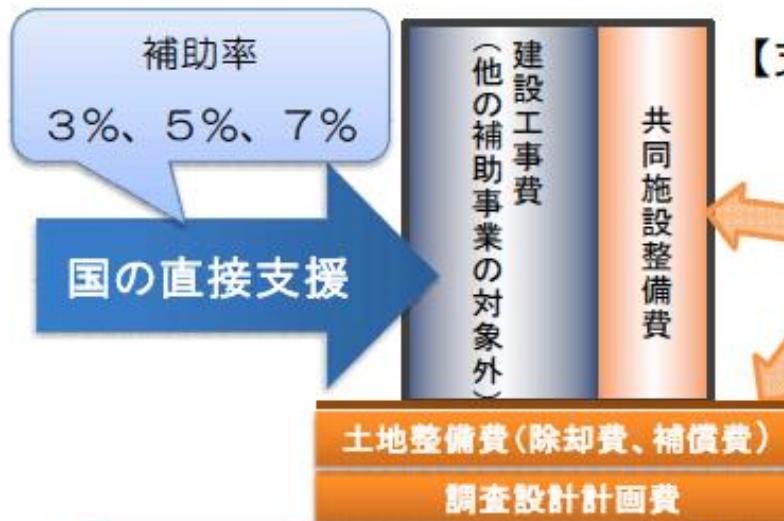
・・・ 3%

必須要件 + 選択要件の1項目

・・・ 5%

必須要件 + 選択要件の2項目

・・・ 7%



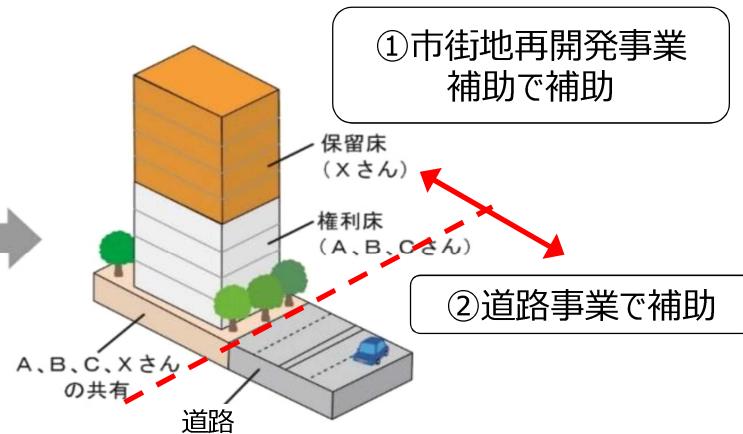
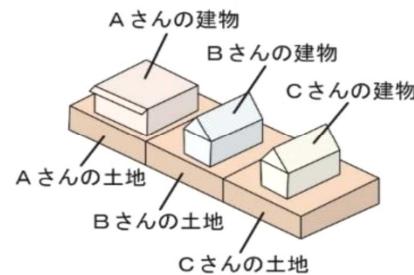
【支援イメージ】

1. 制度の目的

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う（都市再開発法 昭和44年施行）。

2. 事業の仕組み

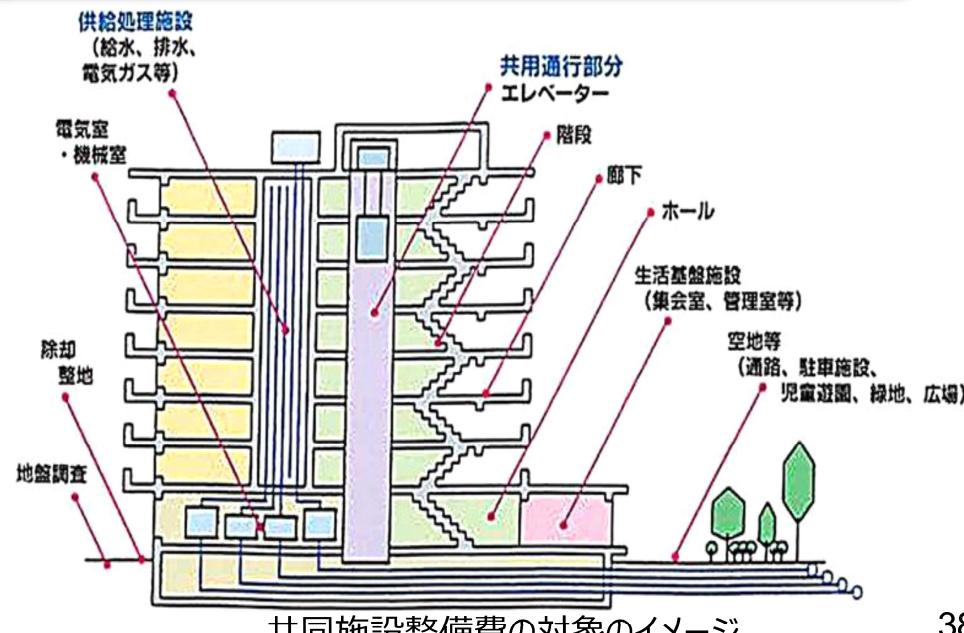
一般的な市街地再開発事業のイメージ



- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に権利変換により、置き換えられる（権利床）
- 高度利用によって新たに生み出された床（保留床）を処分して事業費に充てる

3. 交付対象及び国費率（社会資本整備総合交付金）

補助事業名	補助内容	負担割合		
		国	地方	施行者
①市街地再開発事業	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部 (調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費 等)	1/3 等	1/3 等	1/3 等
②道路事業	都市計画道路等の整備に要する費用 (用地費及び補償費、工事費、測量及び試験費 等)	1/2 等	1/2 等	—



市街地再開発事業等において、長期優良住宅の整備を推進するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの取り組みをさらに推進するため、市街地再開発事業等※の支援を拡充する。

※市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、防災街区整備事業

R3予算拡充事項

補助率の嵩上げ

①長期優良住宅の推進

優良な住宅ストック形成に向けて、市街地再開発事業等にあわせて長期優良住宅を普及促進するため、認定長期優良住宅の整備を含む事業について、補助率を1.2倍に嵩上げする。

②コンパクト型再開発の推進

地域の実情にあったまちなかの機能更新に資するコンパクトな市街地再開発事業等を推進するため、一定規模以下の事業について、補助率を1.5倍に嵩上げする。



<イメージ>コンパクト型再開発

補助対象（共同施設整備）の追加

③広場等整備の推進

歩きたくなるまちなかの形成やまちの持続的な魅力向上等を図るため、一定の要件を満たす広場等※の整備に要する用地費及び補償費を補助対象に追加する。

※まちなかウォーカブル区域等において、市街地再開発事業等の都市計画に定められた広場等で、概ね1,000m²以上等



<イメージ>
広場等と一体となった再開発

④地区レベルの防災・減災対策の推進

地区レベルの防災・減災対策を推進するため、一定の要件を満たす地区施設※の整備に要する用地費及び補償費を補助対象に追加する。

※地区計画に新たに位置付けられる地区施設（雨水浸透機能の高い緑地、避難地）で、概ね1,000m²以上等

<従前補助対象（共同施設整備）の見直し事項>

共同施設整備費の算定を個別積算方式で行う場合は、分譲共同住宅の共用通行部分（共用廊下・階段、エレベーター、ホール）の整備に要する費用を算定除外とする。（ただし経過措置として、現に着手している地区については、従前の例による。）

	要件	補助率嵩上げ	国費率
1	通常	—	1/3
2	長期優良住宅の整備を含む事業【左記①】	1.2	2/5
3	都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、立地適正化計画に位置づけられる事業等	1.35	45/100
4	<u>上記3かつ以下の要件をいずれも満たす事業【左記②】</u> <u>・従後建物の容積率が、従前建物の容積率に150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること</u> <u>・都市部（東京23区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること</u>	<u>1.5</u>	<u>1/2</u>

<従前補助率の見直し事項>

「都市機能誘導区域内かつ鉄道駅から半径1kmの範囲内等」の補助率嵩上げ（1.2倍）は廃止。（ただし経過措置として、現に着手している地区及びR3年度中に都市計画決定を受ける予定の地区については、従前の例による。）

高台まちづくりのイメージ

国交省8(参考)

建築物等（建物群）による高台まちづくり

〔平常時〕賑わいのある駅前空間

〔浸水時〕避難スペース等を有する建築物とペデストリアンデッキ等をつないだ建物群により命の安全・最低限の避難生活水準を確保



高台公園を中心とした高台まちづくり

〔平常時〕河川沿いの高台公園

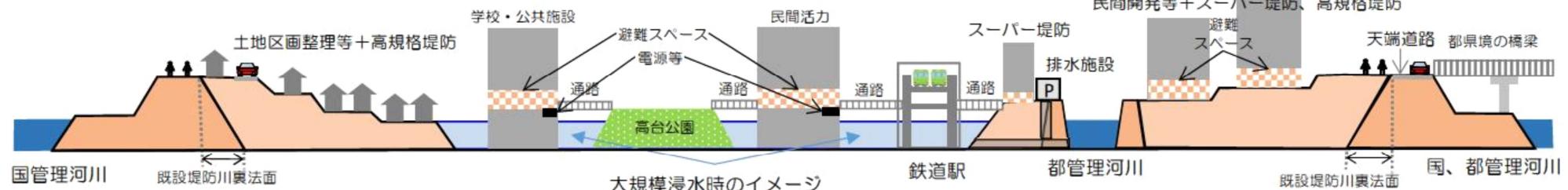
〔浸水時〕緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。道路や建築物等を通じて浸水区域外への移動も可能



高規格堤防の上面を活用した高台まちづくり

〔平常時〕良好な都市空間・住環境を形成

〔浸水時〕緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。浸水しない連続盛土等を通じて浸水区域外への移動も可能



○都市構造再編集中支援事業の概要

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1／2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域内等）

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防火施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）※、土地区画整理事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

<民間事業者等>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備

（ただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2／3）に国費率を乗じて得られた額のいすれか低い額を補助金の額とする。）



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

ーただし、次の市町村を除く※1。

- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

ーなお、次の区域を施行地区に含むことができる。

- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（以下「水辺まちづくり計画」という。）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2

※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く）。

- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域※3

※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

○事業概要

溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれがある場合、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設の枠組みを創設し、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備を支援する。

○地区要件

- ・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内
(DID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上と想定される区域)

※1市区町村あたり10haまで

○交付対象事業者、基本国費率

- ・交付対象事業者：地方公共団体(間接交付含む)
- ・基 本 国 費 率：1/2(国)

備蓄倉庫



○交付対象事業

- 1) 都市安全確保拠点整備計画の策定
 - ①計画作成費
 - ②コーディネート費
- 2) 特定公益的施設の整備(いずれも購入費を含む)

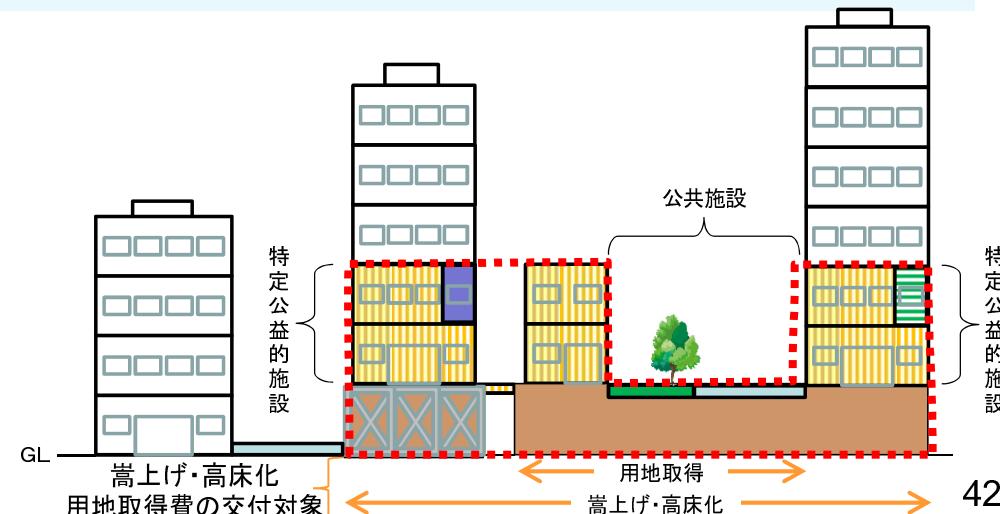
都市計画に定められた一団の都市安全確保拠点施設における特定公益的施設のうち、以下の施設の整備を支援

 - 災害対応施設(備蓄倉庫等)
災害時の用にのみ供する施設(平常時:利用なし)
 - 特定避難支援施設(医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設、連絡デッキ等)
災害時に専ら安全確保の用に供する公益的施設(平常時:公益的利用)。医療施設・社会福祉施設・子育て支援施設・高次都市施設は事業費30億円が上限。
 - その他安全確保施設
災害時に専ら安全確保の用に供する施設の掛かり増し分

3) 公共施設の整備

- 4) 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化
- 5) 特定公益的施設(※)及び公共施設の用地取得
 - ①用地費
 - ②補償費

(※) 特定公益的施設のみの建築物に限る

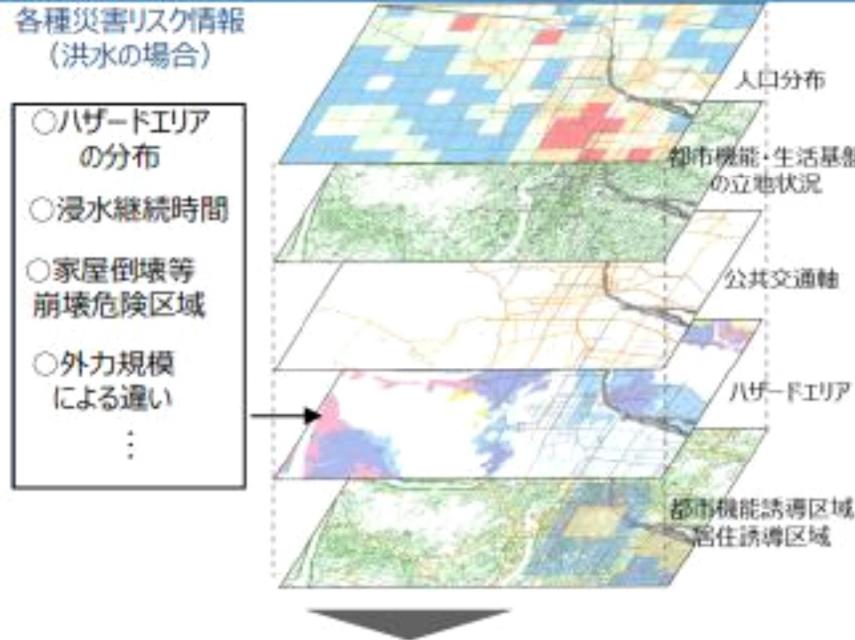


① 多様な災害に対応した防災公園の整備

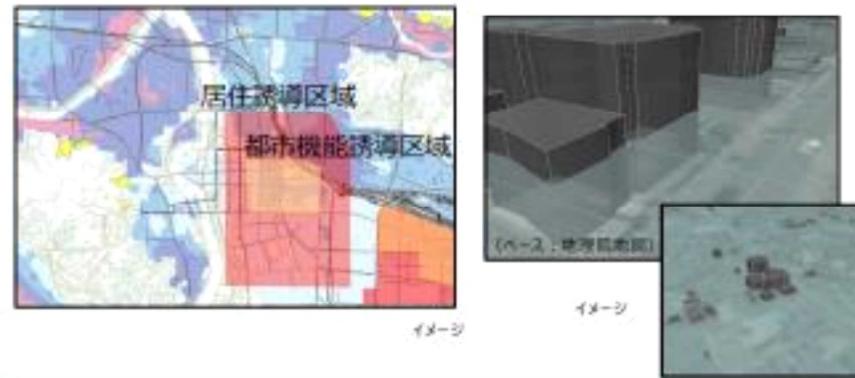
(参考) 防災指針の概要

- 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を位置づけ、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進。
- 防災指針の作成に当たっては、防災部局等が保有する災害リスク情報と都市部局が保有する都市計画情報を重ね合わせること等により、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要。

■ 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ



■ 都市の災害リスクの見える化



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■ 防災指針に位置付ける対策（例）



■ 防災対策の実施プログラム（例）

施策	重点的に実施する区域	実施時期の目標		
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
災害情報の顯示	市全域	実施終了	実施終了	実施終了
地区ごとの避難行動計画	市全域	実施終了	実施終了	実施終了
避難に係る自動・共通体制の確保	市全域	実施終了	実施終了	実施終了
既存の住宅・施設の移転	既存誘導区域外	実施終了・実施	実施終了・実施	実施終了・実施
土地利用規制	市全域	実施終了・実施	実施終了・実施	実施終了・実施
建物の構造規制	市全域	実施終了・実施	実施終了・実施	実施終了・実施
宅地高上げ	既存誘導区域内	実施終了・実施	実施終了・実施	実施終了・実施

施策	重点的に実施する区域	実施時期の目標		
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
河川整備 (大河川)	市全域	実施終了	実施終了	実施終了
河川整備 (中小河川)	市全域	実施終了	実施終了	実施終了
避難場所の整備 (防災公園等)	既存誘導区域外	実施終了	実施終了	実施終了
避難誘導標	既存誘導区域外	実施終了	実施終了	実施終了
排水ポンプ整備	既存誘導区域外	実施終了	実施終了	実施終了
内水対策 (内水氾濫・貯留対策)	既存誘導区域外	実施終了	実施終了	実施終了
宅地の盛土対策	既存誘導区域外	実施終了	実施終了	実施終了

- 対象都市要件の拡充については、支援の重点化を図る観点から、以下のとおり拡充内容を見直し。
 - ・立地適正化計画を策定している都市のうち人口5万人以上の都市に対象を限定
 - ※ 地方自治法における市の要件が人口5万人。国交省においても、都市構造の分類で10万人クラス（5～15万人）として整理。
 - ・地震予知連絡会が指定していた観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市の要件を削除
 - ※ 観測研究を集中的に行うことにより、地震予知の実用化を推進するために、S45に指定。全国的な基盤的調査観測網の整備、地震予知研究の進展に伴い、H19に地域指定は解消されたが、地震の恐れの高い地域として支援対象要件は継続してきたもの。
- 風水害が想定される地区の追加については、津波被害が想定される地区で採択される防災公園も含め、対象事業を、高台整備等の津波や風水害からの避難地機能が確保される公園に限定。

拡充内容（見直し案）

※下線部が拡充事項

	都市要件	地域要件	面積要件
都市公園・緑地等事業 (社總交・防安交)	<p>指定市等一定規模の都市や、地震の対策が必要な都市に加え、立地適正化計画を策定し、防災指針に基づく防災・減災対策に取り組む都市を対象都市に追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三大都市圏、県庁所在都市 等 ● 南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる都市 等 ● <u>立地適正化計画を策定している都市（人口5万人以上の都市に限る）</u> <p>※<u>地震予知連絡会が指定していた観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市を対象から除外</u></p>	<p>広域避難地、一次避難地となる防災公園の支援対象地域に風水害関連の地区を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口密度の高い地域 ● 津波被害が想定される地区 ● <u>風水害が想定される地区</u> <p>※津波被害及び風水害が想定される地区については、高台整備等により避難地としての機能が確保される公園に限定</p>	<p>防災指針に位置付けられ、風水害に対応した一次避難地となる防災公園の整備についても面積緩和要件（2ha→1ha）に追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三大都市圏の既成市街地等に位置する都市公園 ● 政令指定都市、県庁所在市、中核市におけるD I D地域を含む地区的都市公園 ● 地域防災計画により津波避難場所に位置づけられる都市公園 ● <u>風水害からの避難場所として防災指針に位置づけられる都市公園</u>
都市公園 防災事業 (出資金通知の内容)		防災公園と市街地の一体的な整備が行われる地区	おおむね1ha以上

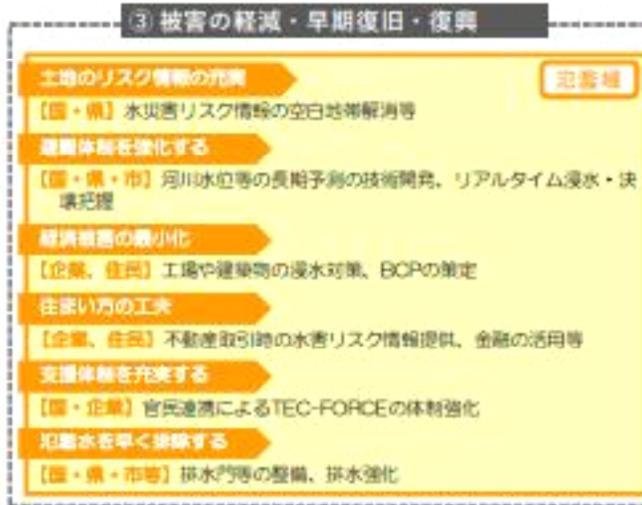
② 防災・減災に資するグリーンインフラの推進

- ✓ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組に加えて、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要。
 - ✓ 「流域治水」の考え方に基づき、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者※で水災害対策を推進。※国・都道府県・市町村・企業・住民等

「流域治水」への転換

- ・あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①～③に示す対策を総合的かつ多層的に推進し、「流域治水」へ転換

これらの整備を円滑に進めるため、河川開発法則の見直しなど必要な施策を速やかに推進する



流域治水プロジェクト

- ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
 - ・戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを策定 **〔令和2年度中に策定〕**

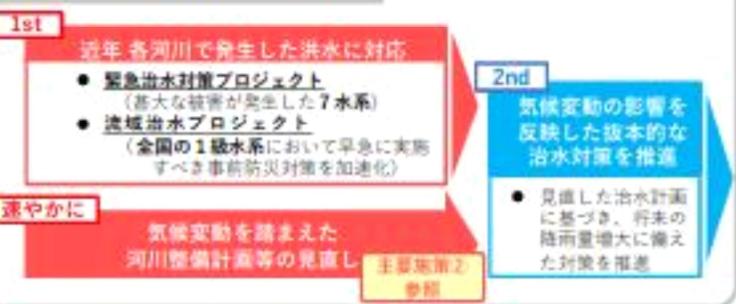
*現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中



利水ダムの治水活用

- ・全国の1級水系（ダムがある99水系）毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始（令和2年出水期から）
 - ・2級水系についても同様の取組を順次展開

今後の水害対策の進め方



【R3年度拡充】グリーンインフラ活用型都市構築支援事業に「防災・減災推進型」を創設

国交省12

- 近年、気候変動に伴い、水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることを踏まえ、これまでの防災・減災対策に加えて、自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を推進することが求められている。
- このため、「防災指針」や流域治水等の防災・減災関連の計画との連携のもと、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（R2創設）の展開を一層強化し、官民連携・分野横断による防災・減災施策を推進する。

■ 拡充内容（都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）

<拡充内容>

- 官民連携による自然環境の多様な機能を活用した防災・減災対策を推進するため、防災・減災を目的とする事業を重点的に支援
- 新規整備に加え、保全されている既存緑地の機能も一体的に活用できるよう、保全利用施設整備を支援対象に追加

■ 2つの「型」の相違点

支援要件	通常型	防災・減災推進型 <u>(下線部が新たな内容)</u>
行政計画での位置づけ	緑の基本計画等に基づく取組みであること（計画内容は限定なし）	防災・減災関連の計画と連携した取組みであること（計画内容を限定）
自然が持つ多面的機能発揮に関する指標数	3つ以上設定（指標内容は限定なし）	3つ以上設定 <u>ただし、指標内容のうち1つは防災・減災関連の指標であること</u>
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の整備 ・公共公益施設の緑化 ・民間建築物の緑化 ・市民農園の整備 ・緑化施設の整備 ・グリーンインフラに関する計画策定 ・整備効果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の整備 ・公共公益施設の緑化 ・民間建築物の緑化 ・市民農園の整備 ・緑化施設の整備 ・既存緑地の保全利用施設の整備 ・グリーンインフラに関する計画策定 ・整備効果の検証

■ 流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ

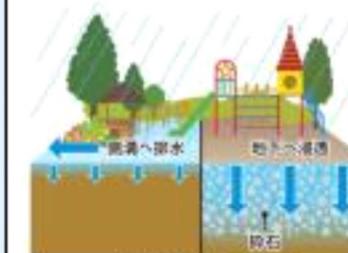


気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方に基づき、河川事業と併せて、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進

雨水の貯留・浸透に資するグリーンインフラの整備・保全を促進

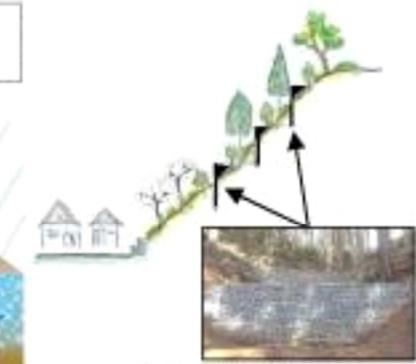
○ 都市公園

従来の公園整備	雨水浸透に配慮した公園
---------	-------------



雨水浸透に配慮した公園整備のイメージ

○ 既存緑地の保全利用施設



斜面崩壊防止のために必要な施設整備のイメージ

(参考) 地方公共団体が策定する防災・減災関連の計画について

主な計画【根拠法・条例等】	対応する災害	計画の概要
地域防災計画 【災害対策基本法】	全て (地震、風水害、津波、土砂災害、雪害、噴火、大規模火災等)	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画
国土強靭化地域計画 【国土強靭化基本法】		国土強靭化に関する様々な分野の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策をまとめた計画
防災指針（立地適正化計画） 【都市再生特別措置法】		各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を立地適正化計画において位置付けたもの
流域水害対策計画 【特定都市河川浸水被害対策法】	浸水 (内水・外水氾濫)	特定都市河川の総合的な浸水被害対応を推進するため、河川管理者・下水道管理者・関係する地方公共団体が共同で策定する計画
世田谷区豪雨対策行動計画 【世田谷区まちづくり条例】	浸水 (内水・外水氾濫)	近年の局地化、異常化する豪雨への対応を図るため、目標である降雨規模75mm/hrへの対応に必要な、グリーンインフラを含む具体的な対策をまとめた計画
横浜市下水道中期経営計画 【総務省通知：公営企業の経営戦略】	浸水 (内水・外水氾濫)	横浜下水道の事業運営の考え方や、それに基づく施策展開及び財政運営の目標と取組を掲げた中期的の計画。ゲリラ豪雨による内水氾濫等の防止のために必要なグリーンインフラの取り組みについても記載

(参考) 防災・減災関連の指標イメージ

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業における防災・減災関連の指標イメージは以下のとおり。

対応する災害	計画例【根拠法・条例等】	関連する指標イメージ	
浸水 (内水・外水氾濫)	<ul style="list-style-type: none"> ・流域水害対策計画 ・世田谷区豪雨対策行動計画 ・横浜市下水道中期経営計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難地の確保 (一人あたりの避難地面積 : ○m²/人) ・浸水被害の軽減 (下水道への負荷軽減 : ○m³/h) 	
地震 (津波、火災)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画 ・国土強靭化地域計画 ・防災指針（立地適正化計画） ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難地の確保 (一人あたりの避難地面積 : ○m²/人) ・津波からの被害軽減 (津波被害の想定範囲 : ○○ha) ・火災被害軽減 (延焼防止) (火災被害の想定範囲 : ○○ha) 	

(参考) 保全利用施設の整備イメージ

○グリーンインフラ活用型都市構築支援事業では、

- ①既存緑地については、特別緑地保全地区や市民緑地など都市緑地法等の法律に基づき保全している緑地、条例等により保全している緑地を対象とする。
- ②保全利用施設については、従前より交付金で支援している施設に加え、「緑地の防災・減災機能発揮のために必要な施設」の整備も支援対象とする。

既存の都市緑地保全制度 (※都市農地は除く)	根拠法等	古都保存法	首都圏近郊緑地保全法 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	都市緑地法		条例等	左記の全てを含む
	制度名	歴史的風土特別保存地区	近郊緑地特別保全地域	特別緑地保全地区	緑地保全地域	市民緑地	例) 市民の森(横浜市)
	概要	建築物の建築、宅地の造成等を許可制により規制		建築物の建築、宅地の造成等を届出・勧告制により規制	私有緑地を公園のように一般公開する制度	緑地を保存し市民の憩いの場として公開する制度	—
現在、社会資本整備総合交付金で支援できる保全利用施設の種類	要素事業	古都保存・緑地保全等事業			市民緑地等整備事業		グリーンインフラ活用型 都市構築支援事業
	緑地が持つ機能の保全と向上に必要な施設	①防火施設 ②土砂崩壊防止施設 ③防火・病虫害防除維持管理上の道路 ④立入防止柵、標識等の管理施設			①備蓄倉庫その他の災害応急対策施設		①防火施設 ②土砂崩壊防止施設 ④防火・病虫害防除維持管理上の道路 ⑤立入防止柵、標識等の管理施設 ⑥備蓄倉庫その他の災害応急対策施設 ⑦その他、緑地の防災・減災機能発揮のために必要な施設 例) 雨水貯留浸透のための植栽 雨水貯留浸透施設の設置
	緑地の利用に必要な施設	①散策路・園地 ②ベンチ ③休憩所 ④公衆便所 ⑤解説板 ⑥駐輪場 ⑦水質保全のための水辺周辺施設 ⑧景観保全のための植栽 ⑨電線地中化	①散策路 ②ベンチ ③休憩所 ④公衆便所 ⑤解説板 ⑥駐輪場 ⑦水質保全のための水辺周辺施設 ⑧景観保全のための植栽	①園路又は広場 ②修景施設 ③休憩所、ベンチその他の休養施設 ④便所、水飲み場その他の便益施設 ⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設	①園路又は広場 ②修景施設 ③休憩所、ベンチその他の休養施設 ④便所、水飲み場その他の便益施設 ⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設 ⑥解説板 ⑦駐輪場 ⑧水質保全のための水辺周辺施設 ⑨景観保全のための植栽	①園路又は広場 ②修景施設 ③休憩所、ベンチその他の休養施設 ④便所、水飲み場その他の便益施設 ⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設 ⑥解説板 ⑦駐輪場 ⑧水質保全のための水辺周辺施設 ⑨景観保全のための植栽	

災害危険区域制度の活用を促すため、災害危険区域の活用事例や支援策等について地方公共団体に周知する。

※災害危険区域制度

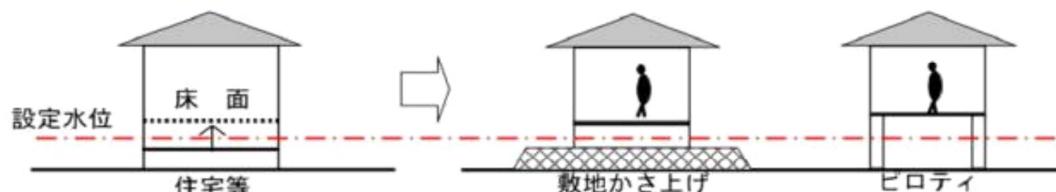
地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、居住の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。

災害危険区域の事例集

- ①多人数を収容する公共建築物について、特別の制限を定めた例
- ②住居の用に供する建築物について、特別の制限を定めた例
- ③避難施設があるもの、避難上支障のないものについて、制限を緩和した例
- ④段階的な規制・誘導を行っている事例 等



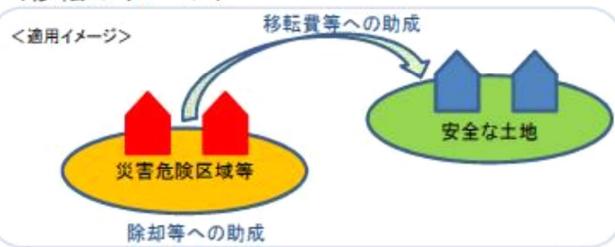
区域内における制限のイメージ



災害危険区域で活用が想定される支援制度

- ・がけ地近接等危険住宅移転事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業(土砂災害関係) 等

(移転のイメージ)



(改修事例)



災害危険区域の指定を円滑に推進するための取組事例

- ・円滑な指定に向けた具体的な段取り 等

制度の内容

地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。

※既存建築物の存続自体を禁ずるものではない。

※砂防事業や防波機能の整備等により危険が除去された場合には区域の解除可能。

根拠条文

建築基準法第39条

指定権者

地方公共団体が条例で指定

条例の例

●静岡県建築基準条例(抄)

(指定)

第3条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 前号に掲げる区域のほか、津波、高潮、出水等により危険が生ずるおそれのある区域のうち、知事が指定する区域

(建築の制限)

第4条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事等の施行により、知事がかけ崩れ等による被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。

【急傾斜地崩壊による指定の例】



指定の推移

平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日
22,697箇所	23,076箇所	22,247箇所	22,641箇所	22,781箇所	22,741箇所

※指定理由は急傾斜地崩壊が太宗を占めている

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域における住宅宅地事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等の整備を行う事業について支援

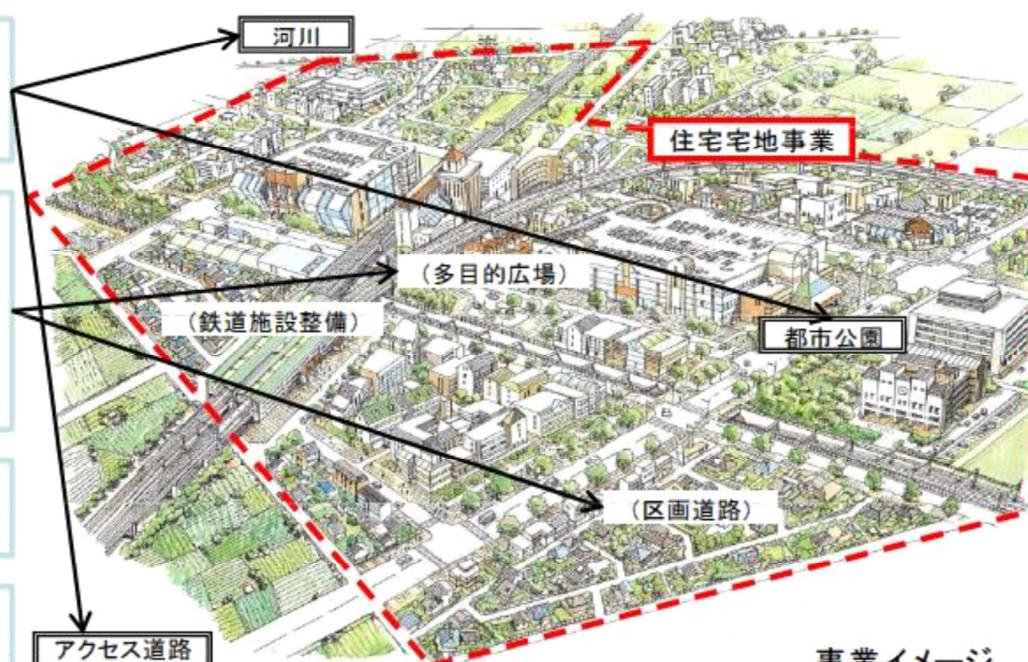
	土地有効活用タイプ	居住環境整備タイプ	団地再生タイプ
地域要件	重点供給地域 都市再生緊急整備地域等	全国のDID地区等における低層住宅密集市街地、市街化区域内農地等の介在地域 等	計画的に開発された住宅団地において良好な居住環境の形成を図る旨が計画等に位置付けられた地域
団地要件	公的住宅を含め概ね100戸又は5ha以上	住環境要整備要件を満たし、概ね5年間に100戸又は5ha以上、当面50戸又は2.5ha以上	100戸以上の住宅に効果のある住宅ストック改善事業
対象施設	公共施設整備、居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備 公共施設用地取得	公共施設整備 居住環境基盤施設整備	

- ① 公共施設整備〔通常の国庫補助事業と同じ補助率〕
道路、都市公園、下水道、河川、砂防施設等

- ② 居住環境基盤施設整備〔4/10〕
※限度額国費160万円／戸（原則）
道路、下水道、多目的広場、公開空地、
防災関連施設 電線類の地下埋設等

- ③ 鉄道施設整備〔1/2、1/3（間接補助）〕

- ④ 公共施設用地取得〔1/2〕



良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対する支援を行う。

事業概要

【対象事業】

以下の①、②を満たすリフォーム工事

- ①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ②工事后に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること

【補助率】 1／3

【限度額】 100万円／戸

- 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 200万円／戸
さらに省エネ性能を向上させる場合 250万円／戸
- 三世代同居改修工事を併せて行う場合は、上記の限度額のほか、50万円／戸を上限として補助
- 若者・子育て世帯が工事を実施する場合、または既存住宅を購入し工事を実施する場合は、上記の限度額に、50万円／戸を加算

○インスペクションの実施

○維持保全計画・履歴の作成

○性能向上等

- ・耐震性
- ・維持管理・更新の容易性
- ・劣化対策
- ・バリアフリー性
- ・省エネルギー性
- ・可変性

○子育て世帯向け改修

○三世代同居改修

○防災性・レジリエンス性向上改修



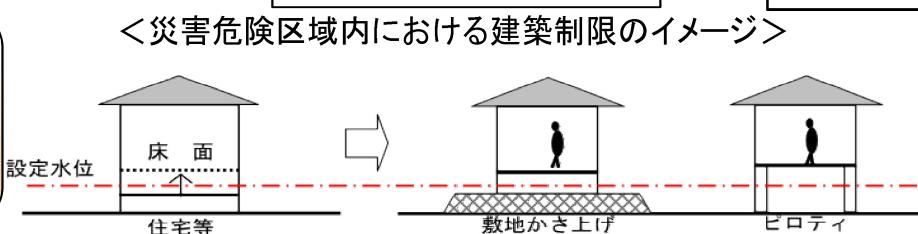
効果

- 良質な既存住宅ストックの形成

- 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化

- 子育てしやすい生活環境の整備 等

災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域(建築禁止エリアは除く)に存する既存不適格建築物について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援を行う。



住宅

計画策定

地方公共団体実施：国 1／2

基準適合調査

民間実施：国と地方で 2／3
地方公共団体実施 1／2

通常支援

改修、建替え

■ 対象となる住宅

災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅(注1)

■ 交付率

国と地方で 23%

■ 補助限度額

280万円／棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費(増工分)を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

事業期間

令和3年度～令和7年度

ただし、令和8年度以降の区域指定であっても、令和7年度までに計画策定等した場合は経過措置あり

パッケージ支援(重点支援)

改修、建替え

■ 対象となる住宅

要件を満たす災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅(注1)

■ 交付額

国と地方で 100万円／棟

■ 補助限度額

改修工事費の 8割

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費(増工分)を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

■ 対象となる災害危険区域の要件

○令和3年度以降の新規指定区域

○立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等※を定めている地方公共団体の既存区域

※土地利用等に関する対策を記載するもの

建築物

計画策定

地方公共団体実施：1／3

基準適合調査

民間実施：国と地方で 2／3
地方公共団体実施：国 1／3

改修、建替え

■ 対象となる建築物

災害危険区域内の既存不適格建築物で、地域防災計画において指定された避難所等及び一時集合場所等(集合住宅の共同利用施設を含む)(注1)

■ 交付率

対象建築物	交付率
避難所等	民間実施：国と地方で 2／3 地方公共団体実施：国 1／3
一時集合場所等	民間実施：国と地方で 23%

■ 補助限度額

280万円／棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費(増工分)を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

(注1)災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む

(注2)本事業は、浸水による被害の防止又は軽減の観点から建築物の敷地、構造等に関する制限を定める地区計画等に基づく条例も補助対象とする予定。 56

事業概要

「社総交・防安交」

国交省17

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業【昭和47年度～】

補助対象

(1)除却等費

- 危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等(限度額:975千円/戸)

(2)建設助成費

- 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(借入利率:年8.5%を限度)

限度額:【通常】4,210千円/戸(建物3,250千円/戸、土地960千円/戸)

【特殊地域】7,318千円/戸(建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸)※

特殊地域～特殊土壤地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

(3)事業推進経費

- 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

補助要件

(1)対象地区要件

- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項)
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条)
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条)
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)

(2)対象住宅要件

- 既存不適格住宅
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅
※ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国:1／2、地方公共団体:1／2

交付団体

都道府県、市町村

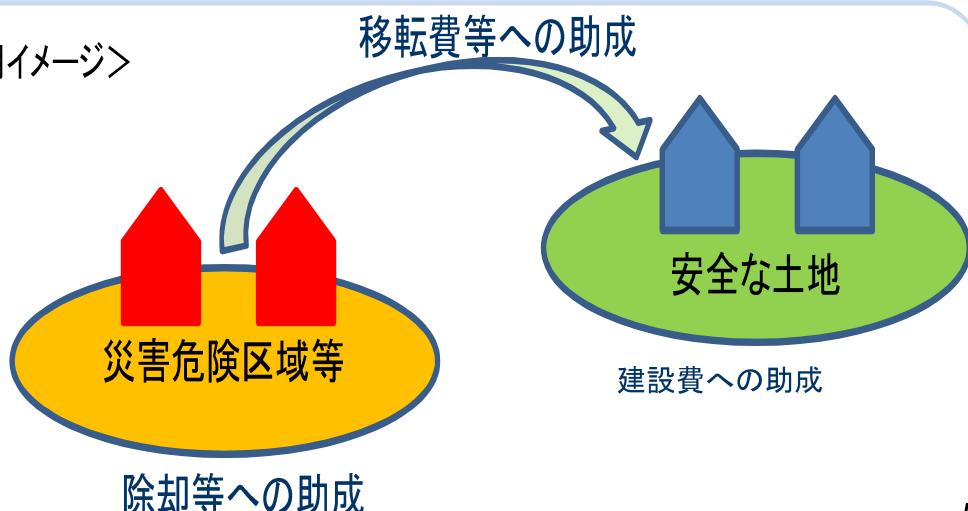
事業実施主体

市町村(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県。)

【限度額が引き上げられる地域】

	特殊土壤地帯	地震防災対策強化地域	急傾斜地崩壊危険区域	災害危険区域
根拠法	特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法	大規模地震対策特別措置法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	建築基準法
指定権者等	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣	内閣総理大臣	都道府県知事	地方公共団体(条例)

＜適用イメージ＞



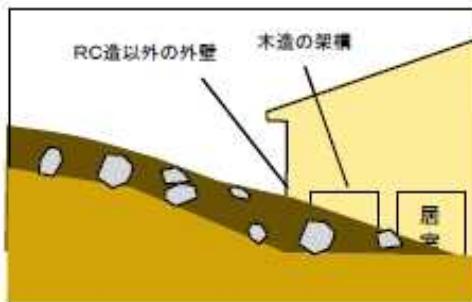
■目的

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

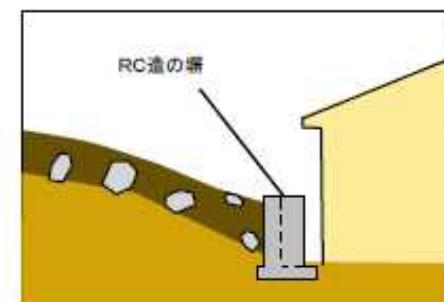
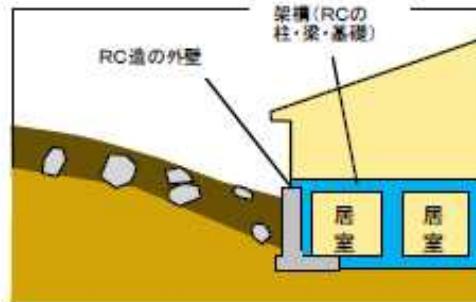
■事業内容

- 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

改修
(イメージ)

- 補助対象：以下の要件を満たす建築物。

- ・ 土砂災害特別警戒区域内の建築物
- ・ 建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物

- 補助率：23%（うち国費11.5%）

- 補助対象限度額：336万円/棟

1. 概要

不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業。

※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当する。

2. 根拠

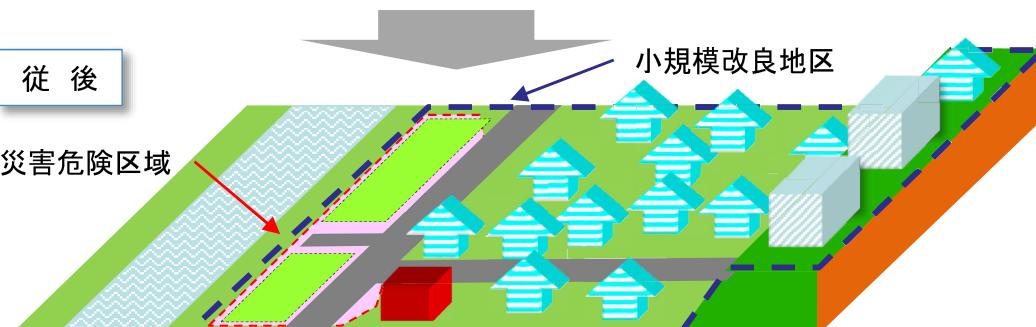
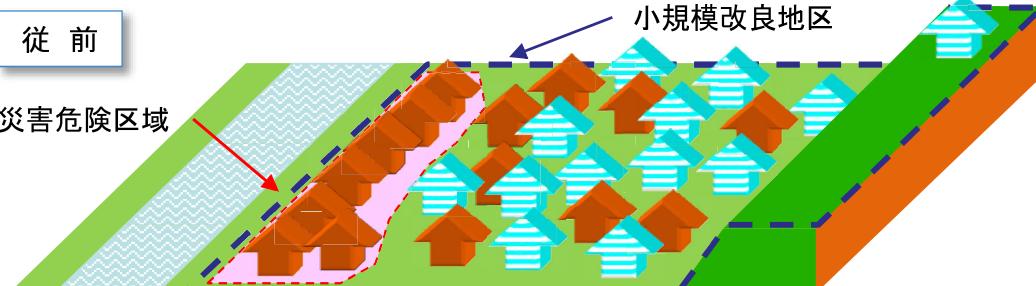
小規模住宅地区等改良事業
制度要綱(住宅局長通達)

3. 対象地区

- ・不良住宅戸数 15戸以上
- ・不良住宅率 50%以上
等

4. 補助対象

- | | (補助率) |
|--------------|--------|
| ・不良住宅の買収・除却 | (1/2)* |
| ・小規模改良住宅整備 | (2/3) |
| ・小規模改良住宅用地取得 | (1/2) |
| ・公共施設・地区施設整備 | (1/2) |
| ・津波避難施設等整備 | (1/2) |
| ※ 跡地非公共は1/3 | 等 |



小規模住宅地区改良事業の実施事例(奈良県野迫川村)

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

新規

「補助金」



国土交通省

国交省20

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を創設。

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

目的

建築物耐震対策緊急促進事業

大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保

対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等

補助対象等

耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援



制振ダンパー

補助率

民間事業者の場合 国1/3、地方1/3 等
地方公共団体の場合 国1/3 等

事業期間

令和3年度～令和5年度

災害時拠点強靭化緊急促進事業

地震時の帰宅困難者等への対応

地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援



防災備蓄倉庫

民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

令和3年度～令和5年度

一時避難場所整備緊急促進事業

水害時の避難者への対応

地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等

避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の嵩上げ含む）、止水板等の整備に対する支援



電気設備の設置場所の嵩上げ

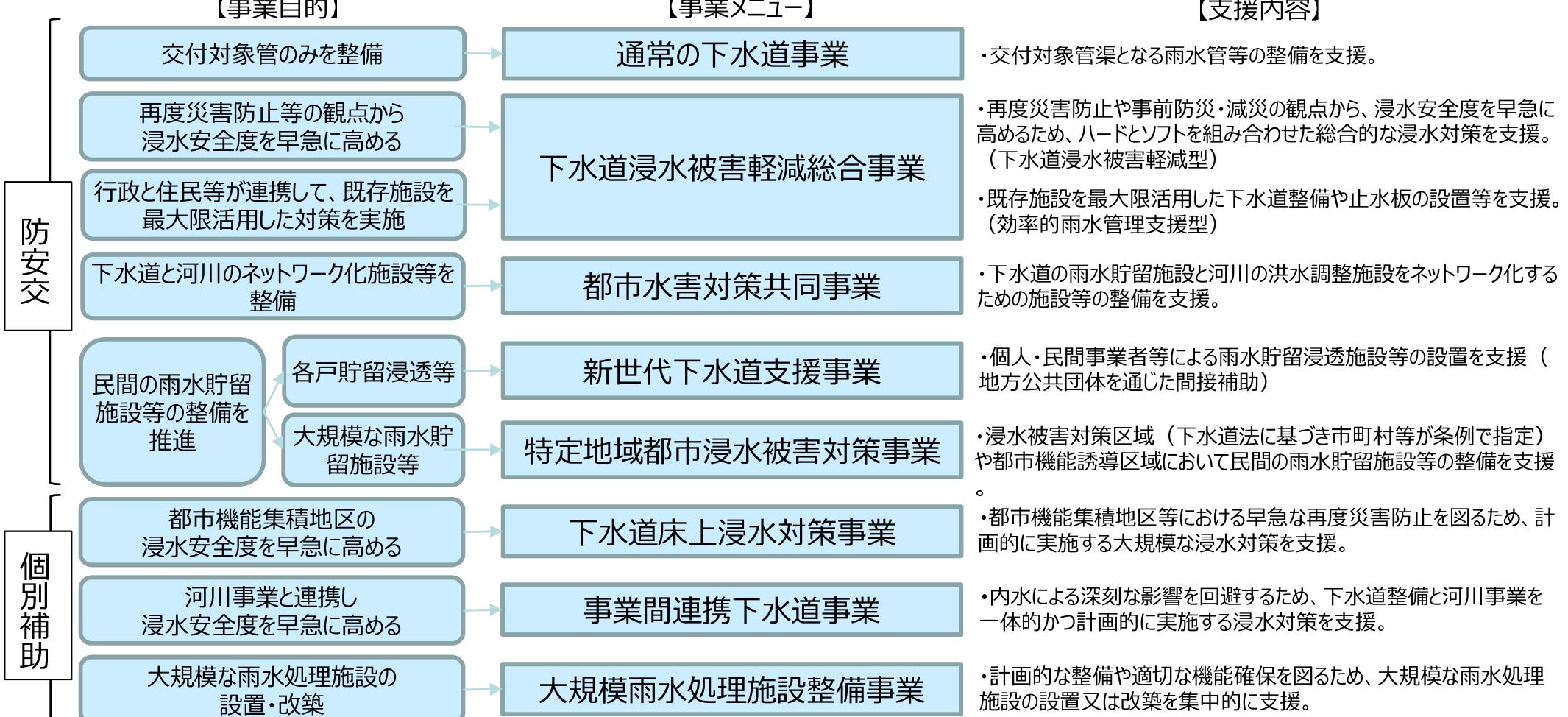
民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

令和3年度～令和5年度

下水道事業関係について

下水道による浸水対策に関する事業制度

国交省21~28



河川とのネットワーク管の整備（都市水害対策共同事業）

各戸貯留浸透施設等の整備
(新世代下水道整備事業)

交付対象管渠の整備
(通常の下水道事業)

再度災害防止等の観点から浸水安全度を早急に高める
(下水道浸水被害軽減総合事業 下水道浸水被害軽減型)

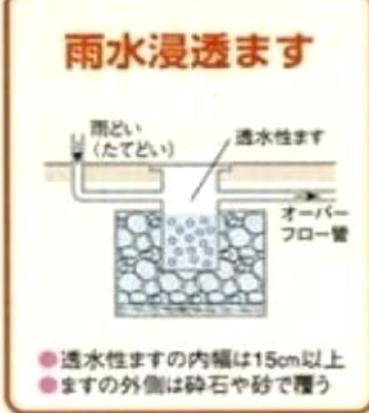
既存施設を活用した整備や止水板等の整備
(下水道浸水被害軽減総合事業 効率的雨水管理支援型)

大規模な雨水処理施設の整備
(大規模雨水処理施設整備事業)

浸水被害対策区域における民間の雨水貯留施設等の整備
(特定地域都市浸水被害対策事業)

○個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が地方公共団体に対して支援を実施。

各戸貯留浸透施設（支援対象）のイメージ



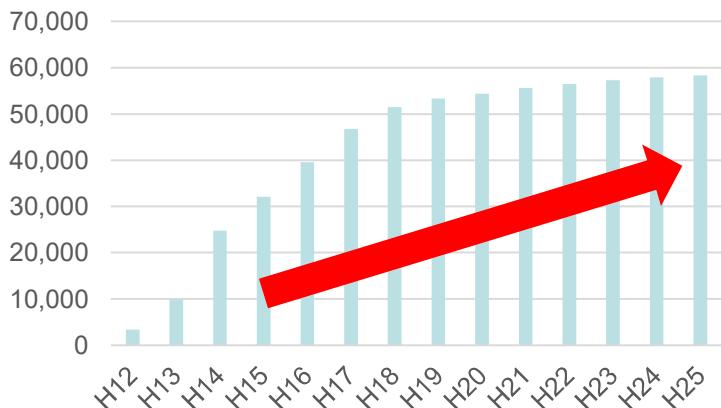
取組事例（新潟市）

新潟市では、総合的な雨水対策として雨水流出抑制を地域全体で拡大するため、宅地内の雨水浸透ます設置の助成を平成12年度より開始した。

市民から助成を積極的に活用してもらうため、様々な普及啓発活動の展開に努め市民の理解と協力を得た成果として、平成25年度末までに、累計で約6万基の雨水浸透ます、雨水貯留槽の設置を行った。

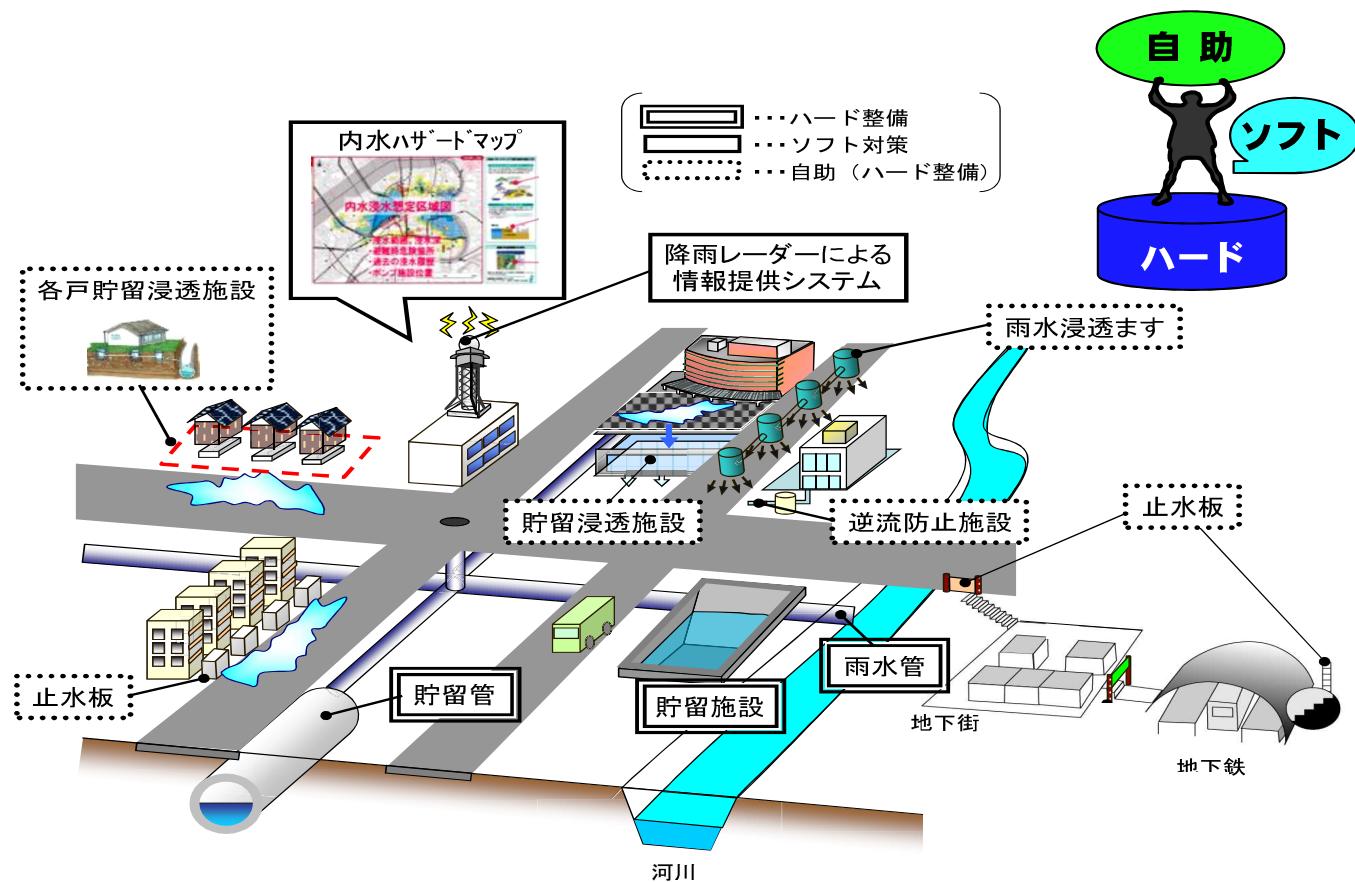


新潟市の雨水貯留浸透施設の設置件数



- 雨水貯留・浸水施設の整備（ハード対策）、住民に対しリアルタイムに情報提供するための装置、止水板等の設置（ソフト対策）等が交付対象事業であり、これらを効果的に組み合わせて総合的な浸水対策を図り、浸水に対する安全度を早急に高めることを目的。
- 駅周辺地区など都市機能が集積した地区で一定規模以上の浸水被害の実績がある地区、浸水シミュレーションの結果により一定規模以上の浸水被害が想定される地区、100mm/h安心プランに登録された地区等が交付対象の要件。

下水道浸水被害軽減型を活用した、下水道による総合的な浸水対策のイメージ



効果的なハード対策

重点的かつ効率的な施設の整備と効果的な運用

- 貯留・浸透施設の積極的導入 等

ソフト対策の強化

自助を支える情報収集・提供等の促進

- 内水ハザードマップの公表
- リアルタイム情報提供の促進 等

自助の促進

自助の促進による被害の最小化

- 浸水時の土のう、止水板設置
- 自主避難 等

- 下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策について、計画的・集中的に支援するための補助事業制度を令和元年度より創設。
- 一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的に支援する補助事業制度を令和2年度より創設。
- これらの補助事業の活用を促進し、整備を加速化。

令和元年度より創設

下水道床上浸水対策事業

<大規模な再度災害防止対策>

- 浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・過去概ね10年以内に床上浸水50戸以上 等の要件

事業間連携下水道事業

<河川事業と連携した内水対策>

- 内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・想定される浸水家屋が25戸以上 等の要件

大規模雨水処理施設整備事業

<大規模な雨水処理施設の設置・改築>

- 計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援。

- ・概ね10年以内で完了する事業
- ・総事業費が5億円以上 を要件

【対策イメージ】



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備



貯留施設の整備

背景・課題

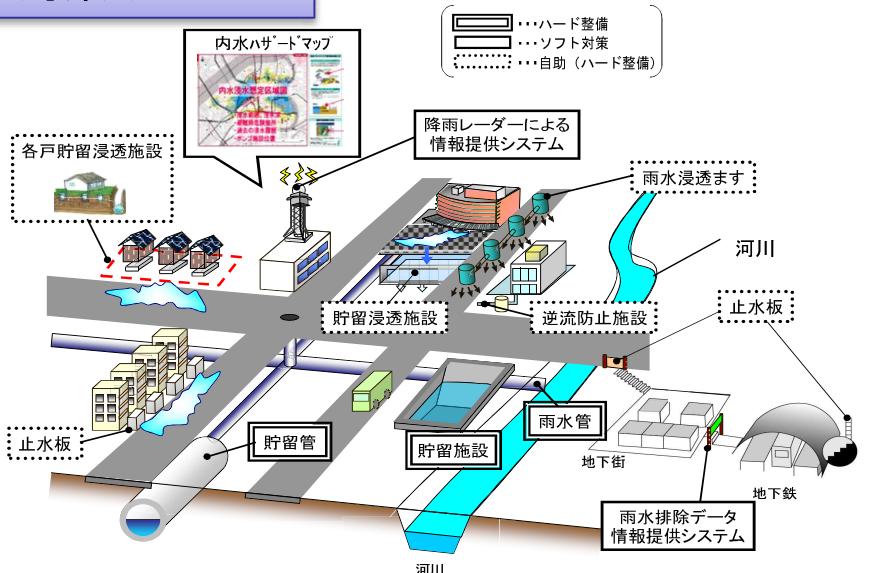
※令和元年度創設

- 平成30年7月豪雨では、全国の浸水戸数約2.9万户のうち、内水被害が約1.9万户を占め、多数の内水被害が発生するなど、近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、浸水によって、市民生活や地域経済への甚大な影響が発生
- 特に、都市機能が集積しており、近年、浸水実績のある浸水リスクが高い重要な地区においては、計画的に実効性のある再度災害防止対策を講じることが必要

概要

- 浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施
- 【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など**

対策イメージ



採択要件

- 駅周辺地区に代表される都市機能が集積する地区で、過去概ね10年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区
 - ・過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が延べ200戸以上発生した地区
 - ・内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区
- ハード・ソフト対策からなる総合的な計画を立案
- 概ね5年で床上浸水対策を計画的に実施

背景・課題

※令和元年度創設

- 近年、全国の都市において浸水被害が頻発しており、被害を受けた地区には、市役所、避難所、消防署、緊急輸送道路、地下街等の重要施設が存在し、浸水によって、それらの施設が機能不全を起こし、人命を脅かす事態や地域経済への甚大な影響が発生
- 内水被害対策の推進にあたっては、下水道と河川が一体的に進める必要があるが、各事業の優先度合が異なる場合、効果が十分に發揮できていない
- 激甚化する内水被害に対して、効果をより発現させる観点から、総合的な計画に基づき、一定期間内(概ね5年)に集中的に対策を講じることが効果的

概要

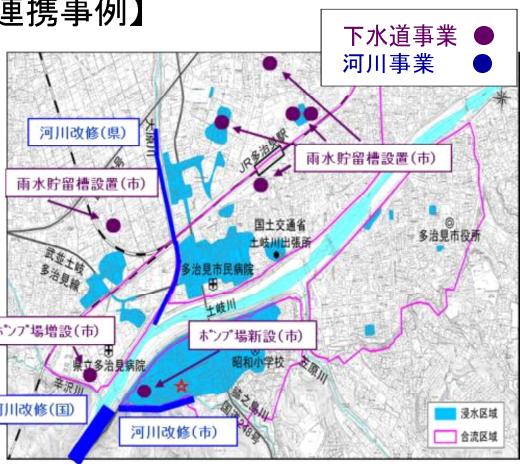
- 内水での深刻な影響を回避するため、下水道整備を河川事業と一緒に計画的・集中的に実施
- 【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など

対策イメージ

【庄内川水系土岐川での連携事例】

(概要)

- ・浸水対策として雨水貯留施設やポンプ場等の整備を実施とともに、受け皿となる河川の改修を実施。ハザードマップ作成等のソフト対策も実施
- ・総事業費:約57億円
- ・事業期間:H25年~29年



採択要件

- 浸水の恐れがある地域に、以下のいずれかを含む地域
 - 浸水想定区域内に、市役所、要配慮者利用施設等の重要施設
 - 近10年に家屋の浸水実績
- 総合的な計画を立案
- 概ね5年で実施

背景・課題

※令和2年度創設

- 令和元年台風19号や、平成30年7月豪雨など、近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、浸水によって、市民生活や地域経済への甚大な影響が発生。
- 特に、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的な支援が必要。

概要

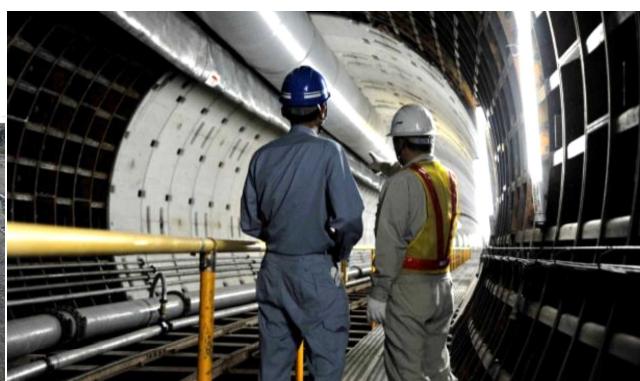
- 雨水処理を担う下水道施設の計画的な整備や適切な機能確保を図るため、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の雨水処理施設の設置又は改築を計画的・集中的に実施する。

【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など

対策イメージ



雨水ポンプ場の整備



雨水貯留管の整備

採択要件

- 雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築を実施する事業であり、以下のすべてに該当するもの
 - ・事業期間が概ね10年以内
 - ・総事業費が5億円以上

- 社会資本整備重点計画(H24)では、対象となる**484市区町村**において、平成28年度末までに内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施することを目標。
- 令和元度末において、**361市区町村（約75%）**で内水ハザードマップを作成・公表し、**295市区町村（約61%）**で防災訓練等を実施。
- 埼玉県では、県がリーダーシップを発揮し、勉強会を通じて内水ハザードマップの作成が進んでいる。
(平成27年度国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」レジリエント部門受賞)

勉強会の開催実績 (埼玉県の例)

第1回：H24年9月

- 内水ハザードマップ作成手法の説明および質疑応答 水コン協
- 事例紹介
- 浸水実績を活用した内水ハザードマップ作成に関する意見交換

第2回：H24年11月

- 県下自治体による事例発表
 - ・さいたま市（さいたま市防災マップ）
 - ・戸田市（浸水シミュレーションによる浸水想定）
 - ・川口市（洪水HMを活用した内水HMの策定）
 - ・飯能市（浸水想定区域図の作成）

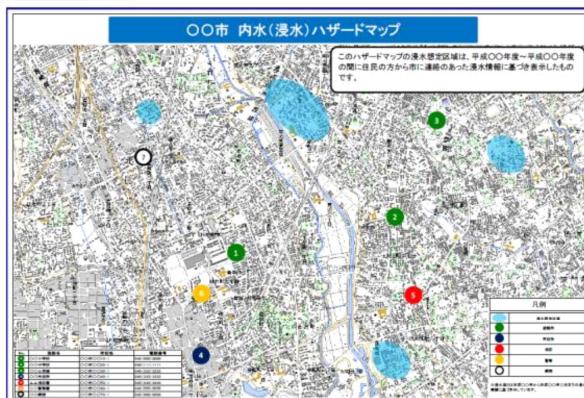
第3回：H25年5月

- 県下自治体による事例発表
 - ・上尾市（内水ハザードマップの作成について）
 - ・秩父市（内水ハザードマップの作成について）
 - ・栃木県（内水ハザードマップ作成促進の取り組み）
 - ・浸水実績に基づいた簡易な内水ハザードマップ作成の提案

■市町村向けの勉強会を開催し、具体的な作成手順・作成例を示した。

手順	作業項目	内容	洪水HMが活用できる項目
①	凡例の作成	・作成例を参考に凡例を作成する	
②	浸水想定区域図の作成	・使用する図面は1/10000～1/25000程度 ・浸水想定区域は、下図が見えるように表示する	○
③	避難所、役所、消防、警察、病院の所在確認	・洪水ハザードマップや地域防災計画等から左記施設の住所、電話番号を確認する	○
④	避難所、役所、消防、警察、病院の一覧表を作成	・作成例を参考に一覧表を作成する ・対象施設にナンバリングを行う(通し番号) ・表示にあたっては、シールの活用も可	○
⑤	コメントの作成	・住民の誤解を招かないために、どのようなデータにより浸水想定区域を表示したかを明示する	
⑥	仕上げ	・凡例や施設一覧、コメントを浸水想定区域図に貼り付ける ・タイトルも忘れず付ける	
⑦	内水(浸水)ハザードマップの完成	・作成したものに少し手を加えれば、公表や配布は可能です ・作成したハザードマップを基に関係部局等と協議を進めて、公表に向けた調整を進めて下さい	
⑧	公表	・印刷物の配布 ・ホームページへの掲載等	

作成例



段階的な作成手法

浸水シミュレーション
による手法

地形情報を活用
した手法

浸水実績を
活用した
手法

・見直しに合わせて
レベルアップを検討

・第一段階として
浸水実績図を作成

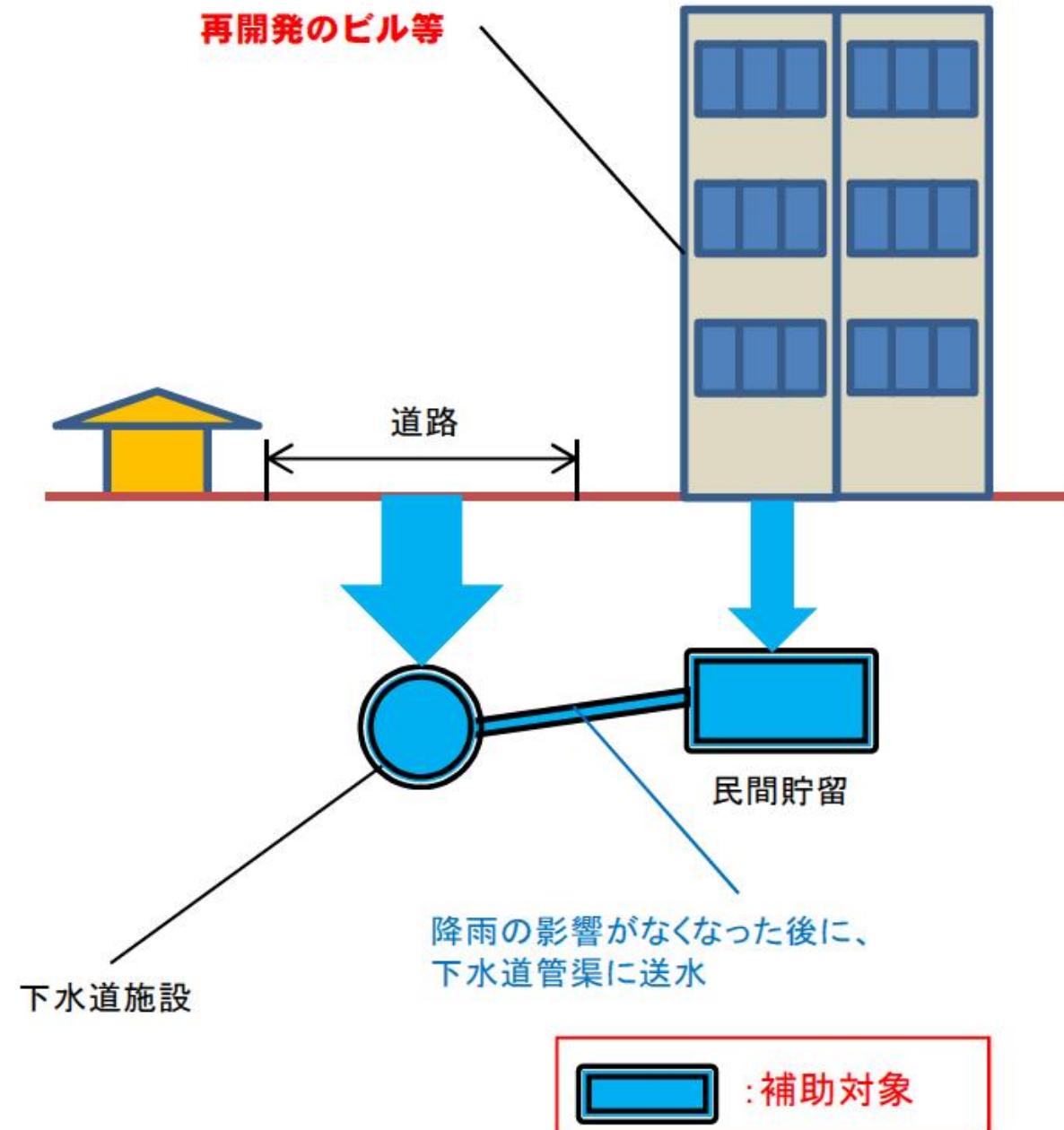
平時における、浸水リスクの周知

背景

- 近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増加や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
 - 都市機能が相当程度集積し、下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難である浸水被害対策区域（※）においては、流域治水の観点から、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備促進を図る必要がある。
- （※）下水道法第25条の2に基づき、地方公共団体が指定する区域

概要

- 浸水被害対策区域内において公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備に対し、公共下水道管理者が費用の一部を負担する場合、国が民間事業者等を重点的に支援する制度を創設する（補助率1／2）。

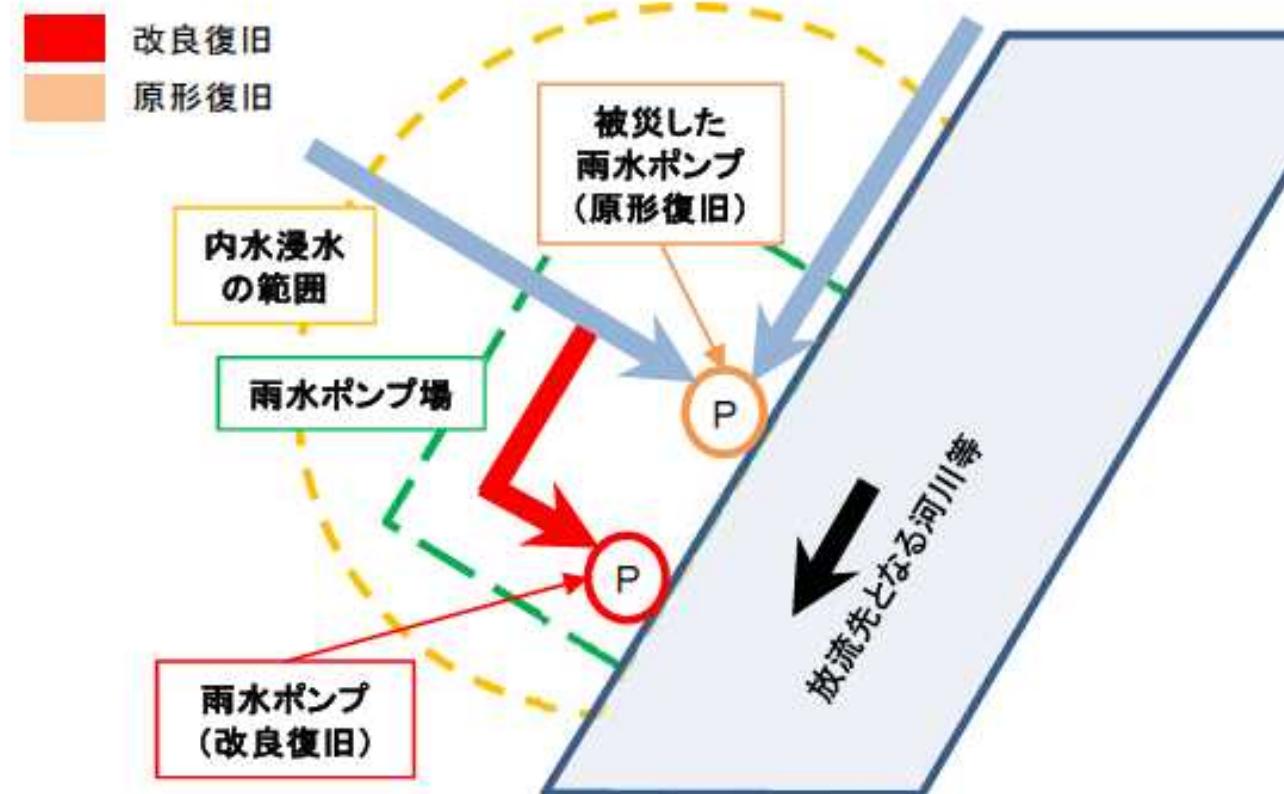


背景

- 下水道施設が被災した場合の災害復旧事業は、現状では原形復旧の範囲内に限られているが、災害の激甚・頻発化により、下水道施設の被災による社会的影響が顕著となり、再度災害防止を図る必要性が高まっている。

概要

- 内水浸水により雨水ポンプ場の機能停止が生じた場合等、原形復旧に合わせて、再度災害防止のための機能増強等を行う改良復旧事業（災害関連事業）を創設する。



改良復旧事業による雨水排水施設の能力増強のイメージ